

調査結果報告書

令和 6 年 1 月 3 1 日
産 業 構 造 審 議 会
通 商 ・ 貿 易 分 科 会
特 殊 貿 易 措 置 小 委 員 会

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名.....	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式.....	- 1 -
1-1-3 特徴.....	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国.....	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項.....	- 1 -
1-2-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の 事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-3 調査の対象とした事項の概要.....	- 2 -
1-3-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項.....	- 2 -
1-3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の 事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯.....	- 3 -
1-4-1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯.....	- 3 -
1-4-2 課税期間の再々延長申請.....	- 4 -
1-4-3 調査開始の決定.....	- 4 -
1-5 調査開始後の経緯.....	- 6 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況.....	- 6 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等.....	- 7 -
1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件 が浸透している事実に関する質問状等の送付等.....	- 10 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等.....	- 12 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等.....	- 14 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等.....	- 15 -
1-5-2 当初質問状回答書の不備等の指摘.....	- 17 -
1-5-3 代替国に係る選定通知の送付等.....	- 19 -
1-5-3-1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 19 -

1-5-3-2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 20 -
1-5-3-3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等	- 23 -
1-5-4 追加質問状の送付等	- 24 -
1-5-4-1 追加質問状の送付及び回答	- 24 -
1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 25 -
1-5-5-1 証拠の提出及び証言	- 25 -
1-5-5-2 対質の申出	- 25 -
1-5-5-3 意見の表明	- 25 -
1-5-5-4 情報の提供	- 26 -
1-5-6 現地調査	- 26 -
1-5-6-1 本邦生産者に対する現地調査の実施	- 26 -
1-5-6-2 代替国供給者に対する現地調査の実施	- 26 -
1-5-6-3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続	- 28 -
1-6 秘密の情報	- 28 -
1-7 証拠等の閲覧	- 28 -
1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 29 -
1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 31 -
2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 32 -
2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実	- 32 -
2-1-1 総論	- 32 -
2-1-1-1 不当廉売差額の基本的考え方	- 32 -
2-1-1-2 正常価格の算出の基本的考え方	- 33 -
2-1-1-3 調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 33 -
2-1-1-4 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 34 -
2-1-1-5 輸出価格の算出の基本的考え方	- 34 -
2-1-1-6 端数処理の基本的考え方	- 34 -
2-1-2 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	- 35 -
2-1-2-1 調査対象貨物	- 35 -
2-1-2-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 35 -
2-1-3 市場経済の条件が浸透している事実	- 35 -
2-1-3-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 35 -
2-1-3-2 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論	- 36 -
2-1-4 代替国候補の選定及び正常価格	- 36 -
2-1-4-1 代替国候補の選定	- 36 -

2-1-4-2	代替国の正常価格.....	- 37 -
2-1-4-2-1	総論.....	- 37 -
2-1-4-2-2	同種の貨物の検討.....	- 37 -
2-1-4-2-3	正常価格.....	- 38 -
2-1-4-3	通貨の換算.....	- 38 -
2-1-5	調査対象貨物の輸入の停止.....	- 38 -
2-1-6	供給者.....	- 38 -
2-1-6-1	本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格.....	- 39 -
2-1-6-2	不当廉売差額率（正常価格と第三国向け輸出価格との差額）	- 39 -
2-1-7	不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論....	- 40 -
2-2	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発 するおそれ	- 40 -
2-2-1	総論.....	- 40 -
2-2-2	供給者の余剰生産能力.....	- 41 -
2-2-3	供給者の将来の生産.....	- 42 -
2-2-4	供給者の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在.....	- 43 -
2-2-5	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在.....	- 44 -
2-2-6	本邦市場への輸出可能性.....	- 45 -
2-2-7	中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が再発するおそれの結論	- 46 -
3	不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定され た期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項.....	- 48 -
3-1	同種の貨物の検討.....	- 48 -
3-1-1	物理的及び化学的特性.....	- 48 -
3-1-2	製造工程.....	- 49 -
3-1-3	流通経路.....	- 49 -
3-1-4	価格の決定方法.....	- 50 -
3-1-5	用途.....	- 50 -
3-1-6	代替性.....	- 51 -
3-1-7	貿易統計上の分類.....	- 51 -
3-1-8	同種の貨物の検討についての結論.....	- 52 -
3-2	本邦の産業.....	- 52 -
3-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価 格に及ぼす影響.....	- 53 -
3-3-1	当該輸入貨物の輸入量.....	- 53 -
3-3-2	当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響....	- 54 -

.....	- 55 -
3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同 種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論.....	- 58 -
3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	- 58 -
3-4-1 生産高（生産量）.....	- 59 -
3-4-2 生産能力・稼働率（操業度）.....	- 59 -
3-4-3 在庫.....	- 60 -
3-4-4 販売及び市場占拠率.....	- 61 -
3-4-5 利潤.....	- 61 -
3-4-6 投資及び投資収益.....	- 62 -
3-4-7 資金流出入（キャッシュフロー）.....	- 63 -
3-4-8 資本調達能力.....	- 64 -
3-4-9 雇用.....	- 64 -
3-4-10 賃金.....	- 65 -
3-4-11 生産性.....	- 65 -
3-4-12 成長.....	- 66 -
3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因.....	- 67 -
3-4-14 不当廉売価格差の大きさ.....	- 68 -
3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論.....	- 68 -
3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された 期間の満了後に再発するおそれ.....	- 69 -
3-5-1 将来における当該輸入貨物の輸入価格.....	- 69 -
3-5-1-1 中国から第三国への輸出価格.....	- 69 -
3-5-1-2 令和4年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因...	- 71 -
3-5-1-3 想定される当該輸入貨物の輸入価格.....	- 72 -
3-5-2 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える影響.....	- 74 -
3-5-2-1 競争可能性.....	- 74 -
3-5-2-2 将来における本邦の EMD の市場規模.....	- 75 -
3-5-2-3 第三国からの輸入量・輸入額.....	- 77 -
3-5-2-4 当該輸入貨物との競争による本邦の産業への影響.....	- 77 -
3-5-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に 再発するおそれについての結論.....	- 78 -
4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解	- 79 -
4-1 調査の経緯に関する事項.....	- 79 -

4-1-1 重要事実の開示.....	- 79 -
4-1-2 重要事実に係る利害関係者からの意見.....	- 79 -
4-1-3 秘密の情報.....	- 80 -
4-1-4 証拠等の閲覧.....	- 80 -
4-2 重要事実に係る利害関係者からの意見に対する検討及び結論.....	- 80 -
5 結論	- 80 -

(別添) 主要証拠等目録

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物¹の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

- (1) 電解二酸化マンガン（以下「EMD」²という。）

なお、二酸化マンガンのうち、電解工程を経ないで製造される化学合成二酸化マンガン及び天然二酸化マンガンについては、これまでの調査と同様に調査対象貨物には含まれない。

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2820.10 号に分類される。

1-1-3 特徴

- (3) 主として、一次電池の正極材に使用される。

1-1-4 供給者及び供給国

- (4) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された指定貨物³の輸入が指定された期間⁴の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (5) 令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで。

ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び

¹ 1-1 に記載の貨物のうち、本邦向けに輸出されるものを「調査対象貨物」という。以下同じ。

² Electrolytic Manganese Dioxide

³ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。以下同じ。

⁴ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる期間をいう。以下同じ。

販売について市場経済の条件が浸透している事実)⁵に関する事項については、平成 30 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで。

1－2－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(6) 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで。

1－3 調査の対象とした事項の概要

1－3－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (7) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 指定貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
 - (イ) 指定貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

1－3－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (8) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 不当廉売された指定貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

⁵ 政令第 2 条第 3 項

1-4 調査開始の経緯

1-4-1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯

- (9) 平成 19 年 1 月 31 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、東ソー日向株式会社（以下「東ソー日向」という。）及び東ソー株式会社（以下「東ソー」という。）の 2 者（以下、東ソー日向及び東ソーの 2 者をあわせて「東ソーグループ」という。）は、南アフリカ共和国、オーストラリア連邦、中国及びスペイン王国から輸入されている EMD に対する不当廉売関税の課税を申請（以下「当初申請」という。）した。
- (10) 平成 19 年 4 月 27 日、当初申請に基づく調査を開始し、その結果、南アフリカ共和国、オーストラリア連邦、中国及びスペイン王国各国産の EMD について、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までを課税期間として、当該課税期間中に当該各国から輸入される EMD に対し、不当廉売関税を課すこととなった。
- (11) 平成 24 年 8 月 30 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、東ソーグループから、「南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン王国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「課税期間延長申請」という。）が提出された。
- (12) 平成 24 年 10 月 30 日、課税期間延長申請に基づく調査を開始し、その結果、南アフリカ共和国、中国及びスペイン王国各国産の EMD について、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められたことから、課税期間を平成 31 年 3 月 4 日まで延長した。
- (13) 平成 30 年 3 月 2 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、東ソーグループから、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「課税期間再延長申請」という。）が提出された。
- (14) 平成 30 年 4 月 18 日、課税期間再延長申請に基づく調査を開始し、その結果、中国産の EMD について、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該期間の満了後に再発するおそれがあると認められたことから、課税期間を平成 36 年 2 月 29 日まで延長した。

1-4-2 課税期間の再々延長申請

- (15) 令和 5 年 1 月 23 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、東ソーグループから、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」が提出された。

同年 2 月 3 日、財務大臣は、申請者に当該書面の補正を求め⁶、これに対して、同月 6 日、申請者から、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面の一部補正について」が提出された。

以下、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面の一部補正について」により補正された「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」を「申請書」という。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
〔東ソーグループ〕	
東ソー日向	宮崎県日向市船場町 1 番地
東ソー	東京都港区芝三丁目 8 番 2 号

- (16) 申請者は、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、同者の令和 4 年 1 月から同年 12 月までの EMD の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）⁷を満たしていた。

- (17) 調査当局は令和 5 年 3 月 1 日、中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知⁸した。

1-4-3 調査開始の決定

- (18) 申請書を検討した結果、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ及び不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと⁹から、調査を開始する必要があると認められたので、令和 5 年 3 月 8 日、申請に基づく調査の開始を決定¹⁰し、その旨を直接の利

⁶ 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6. (1)

⁷ 政令第 5 条第 1 項第 1 号

⁸ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号。以下「協定」という。）5.5

⁹ 政令第 7 条第 4 項第 7 号及びガイドライン 6. (2)

¹⁰ 法第 8 条第 27 項

害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知¹¹（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示¹²した（調査開始告示¹³）。

- (19) 調査開始告示において、政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による証拠の提出及び証言、第11条第1項の規定による証拠等の閲覧、第12条第1項の規定による対質の申出、第12条の2第1項の規定による意見の表明並びに第13条第1項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和5年6月8日
- (イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第16条各項に規定する告示の日
- (ウ) 対質の申出についての期限 令和5年7月10日
- (エ) 意見の表明についての期限 令和5年7月10日
- (オ) 情報の提供についての期限 令和5年7月10日

また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始に当たり、令第十条第二項前段及び第十條の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

- (20) 令和5年3月8日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹⁴（申請書（開示版）の写しを添付¹⁵）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和5年10月5日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹⁶した。

なお、本調査の開始決定に際し、令和5年3月6日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調

¹¹ 政令第8条第1項

¹² 政令第8条第1項

¹³ 財務省告示第52号（令和5年3月8日）

¹⁴ 協定12.1及び12.3

¹⁵ 協定6.1.3及び11.4

¹⁶ ガイドライン6. (3)

査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁷した。

1－5 調査開始後の経緯

1－5－1 質問状等の送付及び回答の状況

- (21) 令和5年3月8日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省¹⁸及び経済産業省¹⁹のホームページに掲載の上、公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (22) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日中国大使館に対し当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(24)の 16 者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がいる場合、証拠の提出の機会を設けるため、諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者

¹⁷ 政令第 18 条

¹⁸ <https://www.customs.go.jp/tokusyuu/denkainisankamangan.htm>
（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁹ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/EMD/index.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

に伝達するよう依頼した。

- (23) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、
「表 2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受理した。

表 2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	A 送付数 件	確認票				質問状	
		B 回答数		C うち実績あり		D 回答数	
		件	回答率 (B/A)	件	割合 (C/B)	件	回答率 (D/A)
			%		%		%
供給者	16	0	0	(生産) 0 (輸出) 0	0 0	0	0
市場経済の条件が浸透している 事実に関するもの	16	0	0	0	0	0	0
輸入者	7 ²⁰	3	42.9	3	100.0	1	14.3
本邦生産者	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
産業上の使用者	13	9	69.2	6	66.7	3	23.1

(注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「市場経済の条件が浸透している事実に関するもの」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注 2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

- (24) 令和 5 年 3 月 8 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記の 16 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の生産者及

²⁰ 調査開始時に輸入者向けの一式を送付したものの、後に確認票の回答から輸入者に該当しないことが判明したパナソニックエナジー株式会社及び調査開始後に判明し令和 5 年 3 月 23 日に質問状等を送付した輸入者パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社を含む。

び輸出者に対する質問状」(以下「供給者当初質問状」という。)を送付²¹するとともに、当該送付した様式について、財務省及び経済産業省のホームページに掲載の上、公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、令和 5 年 4 月 17 日、下記(イ)の供給者 1 者に対して調査開始決定の通知を送付²²した。

(ア) 令和 5 年 3 月 8 日に質問状等を送付した供給者

- (a) 湘潭電化科技股份有限公司(Xiangtan Electrochemical Scientific LTD.) (以下「Xiangtan」という。)
- (b) 湖南青冲新材料股份有限公司(Hunan QingChong New Materials Co., Ltd.) (以下「Hunan QingChong」という。)
- (c) 湖南金龍錳業有限公司(Hunan Jinlong Manganese Industry Co., Ltd.) (以下「Hunan Jinlong」という。)
- (d) 湘西自治州鴻瑞科技有限公司(Xiangxi Hongrui Technology Co., LTD.) (以下「Xiangxi Hongrui」という。)
- (e) 湖南順隆新能源科技有限公司(Hunan Shunlong New Energy Technology) (以下「Hunan Shunlong」という。)
- (f) 貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司(Guizhou Redstar Developing Dalong Manganese Industry Co., Ltd.) (以下「Guizhou Redstar Dalong」という。)
- (g) 貴州紅星發展進出口有限責任公司(Redstar Development Import and Export Co., Ltd.) (以下「Redstar Import and Export」という。)
- (h) 貴州能鉍錳業集團有限公司(Guizhou Manganese Mineral Group Co., Ltd.) (以下「Guizhou Manganese」という。)
- (i) 廣西桂柳新材料股份有限公司(Guangxi Guiliu New Material Co., LTD.) (以下「Guangxi Guiliu」という。)
- (j) 廣州住友商事有限公司(Sumitomo Corporation (Guangzhou) Ltd.) (以下「Sumitomo」という。)
- (k) 廣西靖西市一洲錳業有限公司(Guangxi Jingxi City Yizhou Manganese Industry Co., Ltd.) (以下「Guangxi Jingxi City」という。)

²¹ 政令第 10 条第 2 項

²² 同者が調査対象貨物の供給者である旨は同者の関連企業の確認票回答により判明したが、当該関連企業は当該確認票回答において両者共に調査に協力しない旨を回答していたため、供給者当初質問状等の送付は行わなかった。

- (l) 靖西湘潭電化科技有限公司(Guangxi Jingxi Xiangtan Electrochemical) (以下「Guangxi Jingxi Xiangtan」という。)
- (m) 廣西滙元錳業有限責任公司(Guangxi Huiyuan Manganese (South Mn)) (以下「Guangxi Huiyuan」という。)
- (n) 普瑞斯鋁業（中国）有限公司(Guangxi Prince Erachem) (以下「Guangxi Prince」という。)
- (o) 廣西福斯銀新材料有限公司(Guangxi Fusi Silver) (以下「Guangxi Fusi」という。)
- (p) 南方錳業投資有限公司(South Manganese Investment Limited) (以下「South Manganese」という。)

(イ) 令和 5 年 4 月 17 日に調査開始決定の通知を送付した供給者

(a) 【供給者 A 社】

(25) 確認票に関しては、「表 3 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 5 年 3 月 22 日までに、上記(24)(ア)の供給者 16 者から確認票回答の提出はなかった。

(26) 供給者当初質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、「表 3 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、その延長要望の提出期限である令和 5 年 4 月 7 日までに申出はなかった。

(27) 供給者当初質問状に関しては、「表 3 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 5 年 4 月 14 日までに質問状回答書の提出はなかった。

(28) 供給者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 3 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 3 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	当初質問状回答日（調査項目 B～G）
(ア) 令和 5 年 3 月 8 日に質問状等を送付した供給者						
(a) Xiangtan	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) Hunan QingChong	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) Hunan Jinlong	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) Xiangxi Hongrui	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) Hunan Shunlong	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

(f) Guizhou Redstar Dalong	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) Redstar Import and Export	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) Guizhou Manganese	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) Guangxi Guiliu	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) Sumitomo	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) Guangxi Jingxi City	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) Guangxi Jingxi Xiangtan	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) Guangxi Huiyuan	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) Guangxi Prince	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) Guangxi Fusi	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) South Manganese	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和 5 年 4 月 17 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 【供給者 A 社】	—	—	協力しない ※脚注 22 参照	—	—	—

1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(29) 令和 5 年 3 月 8 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(24)(ア)の供給者 16 者に対し、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）、及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付²³するとともに、当該送付した様式について、財務省及び経済産業省のホームページに掲載の上、公表した。

この際、市場経済確認票において、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第 2 条第 3 項に規定する市場経済の条件

²³ 政令第 10 条の 2 第 2 項

が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第 1 項第 4 号の価格²⁴を正常価格として用いることがある旨を明示した。

なお、お願い紙（市場経済）において、市場経済確認票又は市場経済質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨を明示した。

(30) 市場経済確認票に関しては、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 5 年 3 月 22 日までに上記(24)(ア)の供給者 16 者から確認票回答の提出はなかった。

(31) 市場経済質問状に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 5 年 4 月 14 日までに市場経済質問状回答書の提出はなかった。

(32) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産の実績及び協力可否	市場経済条件の浸透の事実を示すことの希望の有無	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 5 年 3 月 8 日に質問状等を送付した供給者						
(a) Xiangtan	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(b) Hunan QingChong	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(c) Hunan Jinlong	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(d) Xiangxi Hongrui	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(e) Hunan Shunlong	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(f) Guizhou Redstar Dalong	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(g) Redstar Import and Export	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(h) Guizhou Manganese	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(i) Guangxi Guiliu	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(j) Sumitomo	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(k) Guangxi Jingxi City	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し

²⁴ ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
 ② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
 ③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

(l) Guangxi Jingxi Xiangtan	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(m) Guangxi Huiyuan	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(n) Guangxi Prince	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(o) Guangxi Fusi	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(p) South Manganese	3/8	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(イ) 令和 5 年 4 月 17 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 【供給者 A 社】	—	—	協力しない ※脚注 22 参照	—	—	—

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(33) 令和 5 年 3 月 8 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 6 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」(以下「輸入者当初質問状」という。)を送付²⁵するとともに、当該送付した様式について、財務省及び経済産業省のホームページに掲載の上、公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た下記(イ)の輸入者に対しては、令和 5 年 3 月 23 日に「お願い紙」、「確認票」及び「輸入者当初質問状」を送付した。

(ア) 令和 5 年 3 月 8 日に質問状等を送付した輸入者

- (a) 三菱商事 RtM ジャパン株式会社 (以下「三菱商事」という。)
- (b) 蝶理株式会社 (以下「蝶理」という。)
- (c) 住友商事株式会社 (以下「住友商事」という。)
- (d) 株式会社極東商会 (以下「極東商会」という。)
- (e) パナソニックエナジー株式会社 (以下「パナソニックエナジー」という。)
- (f) 本城金属株式会社 (以下「本城金属」という。)

(イ) 令和 5 年 3 月 23 日に質問状等を送付した輸入者

- (a) パナソニックオペレーションズ株式会社 (以下「パナソニックオペレーションズ株式会社」という。)

²⁵ 政令第 10 条第 2 項

- (34) 確認票に関して、「表 5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(33)(ア)の輸入者 6 者のうち、確認票回答の提出期限である令和 5 年 3 月 22 日までに 2 者²⁶から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 2 者から、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び本調査へ協力する旨の回答があった。

また、上記(33)(ア)の輸入者のうち 1 者²⁷については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答があったことから、対象外になるものとして、輸入者として取り扱わないこととした。

なお、同者は購入の実績があることから、「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」のとおり、産業上の使用者として取り扱うこととした。

上記(33)(イ)の令和 5 年 3 月 23 日に質問状等を送付した輸入者からは、本調査へ協力しない旨の確認票回答の提出があった。

- (35) 輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、「表 5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、その延長要望の提出期限である令和 5 年 4 月 7 日までに、輸入者からの申出はなかった。

- (36) 輸入者当初質問状に関して、「表 5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 5 年 4 月 14 日までに、上記(34)のとおり本調査に協力を表明した 2 者のうち 1 者²⁸から、調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。

- (37) 輸入者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・ 当初質問状 等の送付日	確認票 回答日	輸入実績 及び 協力可否	当初質問 状回答日 (調査項目 A)	当初質問状 回答延長要 望(調査項目 B～E)	当初質問状 回答日 (調査項目 B～E)
(ア) 令和 5 年 3 月 8 日に質問状等を送付した輸入者						
(a) 三菱商事	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 蝶理	3/8	3/22	輸入 有 協力する	4/14	—	4/14
(c) 住友商事	3/8	3/17	輸入 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(d) 極東商会	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

²⁶ 蝶理、住友商事

²⁷ パナソニックエナジー

²⁸ 蝶理

(e) パナソニックエナジー	3/8	3/27 (期限後)	輸入 無 協力しない	—	—	—
(f) 本城金属	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和 5 年 3 月 23 日に質問状等を送付した輸入者						
(a) パナソニックオペレーショナルエクセレンス	3/23	4/6 (期限後)	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し

1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(38) 令和 5 年 3 月 8 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(a)及び(b)の 2 者²⁹に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」という。）を送付³⁰するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに当該送付した様式を掲載の上、公表した。

この際、お願い紙において「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(a) 東ソー日向

(b) 東ソー

(39) 確認票に関して、「表 6 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 5 年 3 月 22 日までに、上記(38)の本邦生産者 2 者³¹から確認票回答の提出があった。これら確認票回答の提出があった 2 者から、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨、及び本調査へ協力する旨の回答があった。

(40) 本邦生産者当初質問状の調査項目 B から F に係る回答書の提出期限の延長について、「表 6 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、その延長要望の提出期限である令和 5 年 4 月 7 日までに、上記(39)のとおり本調査に協力を表明した本邦生産者 2 者³²から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(41) 本邦生産者当初質問状に関して、「表 6 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」

²⁹ 東ソーグループ

³⁰ 政令第 10 条第 2 項

³¹ 東ソーグループ

³² 東ソーグループ

のとおり、上記(39)のとおり本調査に協力を表明した本邦生産者 2 者³³から、質問状回答書の提出期限である令和 5 年 4 月 14 日までに調査項目 A に係る回答書の提出が、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 5 年 4 月 28 日までに調査項目 B から F に係る回答書の提出があった。

- (42) 本邦生産者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 6 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～F）	当初質問状回答日（調査項目 B～F）
〔東ソーグループ〕						
(a) 東ソー日商	3/8	3/20	生産 有	4/12	3/29	4/28
(b) 東ソー	3/8	(連名)	協力する	(連名)	(連名)	(連名)

1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (43) 令和 5 年 3 月 8 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た下記の 13 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」という。）を送付³⁴するとともに、当該送付した様式について、財務省及び経済産業省のホームページに掲載の上、公表した。

- (a) パナソニックエナジー
- (b) FDK 株式会社（以下「FDK」という。）
- (c) 株式会社東北村田製作所（以下「東北村田製作所」という。）
- (d) 三井金属鉱業株式会社（以下「三井金属鉱業」という。）
- (e) JFE マグパウダー株式会社（以下「JFE マグパウダー」という。）
- (f) 【産業上の使用者 A 社】
- (g) 東洋紡株式会社（以下「東洋紡」という。）
- (h) マクセル株式会社（以下「マクセル」という。）
- (i) 新日本電工株式会社（以下「新日本電工」という。）
- (j) 日揮触媒化成株式会社（以下「日揮触媒化成」という。）
- (k) アステラス製薬株式会社（以下「アステラス製薬」という。）
- (l) 日本化学産業株式会社（以下「日本化学産業」という。）

³³ 東ソーグループ

³⁴ 政令第 13 条第 2 項

(m) 株式会社ジーエス・ユアサテクノロジー（以下「ジーエス・ユアサテクノロジー」という。）

- (44) 確認票に関して、「**表 7 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 5 年 3 月 22 日までに、上記(43)の産業上の使用者 13 者のうち 6 者³⁵から、また、当該期限後に 3 者³⁶から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 9 者のうち 6 者³⁷から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び当該 6 者のうち 4 者³⁸から本調査へ協力する旨の回答があった。

- (45) 産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限について、「**表 7 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、その延長要望の提出期限である令和 5 年 4 月 7 日までに、上記(44)のとおり本調査に協力を表明した 4 者のうち 1 者³⁹から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の産業上の使用者からは、提出期限である令和 5 年 4 月 7 日までに産業上の使用者当初質問状回答書の提出期限の延長の申出はなかった。

- (46) 産業上の使用者当初質問状に関して、「**表 7 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 5 年 4 月 14 日までに、上記(44)のとおり本調査に協力を表明した 4 者のうち 1 者⁴⁰から調査項目 A に係る回答書の提出が、1 者⁴¹から調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。また、当該提出期限後に、当該 4 者のうち 1 者⁴²から調査項目 A から E に係る回答書の提出があり、当該期限後に提出された回答書については情報の提供⁴³として受理した。

- (47) 産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答提出期限の延長後の提出期限である令和 5 年 4 月 28 日までに、上記(45)のとおり回答書の提出期限の延長の申出があった産業上の使用者 1 者から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

- (48) 産業上の使用者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 7 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおりであった。

³⁵ JFE マグパウダー、【産業上の使用者 A 社】、東洋紡、マクセル、新日本電工、アステラス製薬

³⁶ パナソニックエナジー、FDK、ジーエス・ユアサテクノロジー

³⁷ パナソニックエナジー、FDK、JFE マグパウダー、【産業上の使用者 A 社】、東洋紡、マクセル

³⁸ FDK、【産業上の使用者 A 社】、東洋紡、マクセル

³⁹ FDK

⁴⁰ FDK

⁴¹ 東洋紡

⁴² マクセル

⁴³ 政令第 13 条第 1 項

表 7 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(a) パナソニックエナジー	3/8	3/27 (期限後)	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(b) FDK	3/8	4/7 (期限後)	購入 有 協力する	4/14	4/7	4/28
(c) 東北村田製作所	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) 三井金属鉱業	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) JFE マグパウダー	3/8	3/16	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(f) 【産業上の使用者 A 社】	3/8	3/22	購入 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(g) 東洋紡	3/8	3/20	購入 有 協力する	4/13	—	4/13
(h) マクセル	3/8	3/22	購入 有 協力する	4/18 (期限後)	—	4/18 (期限後)
(i) 新日本電工	3/8	3/22	購入 無	回答無し	—	回答無し
(j) 日揮触媒化成	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) アステラス製薬	3/8	3/20	購入 無	回答無し	—	回答無し
(l) 日本化学産業	3/8	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) ジーエス・ユアサテクノロジー	3/8	4/3 (期限後)	購入 無	回答無し	—	回答無し

1-5-2 当初質問状回答書の不備等の指摘

(49) 提出のあった輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備等に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書を提出するよう求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことに

なる旨を明示した。

- (ア) 輸入者 1 者⁴⁴に対して、令和 5 年 4 月 28 日に 1 回目の、同年 6 月 2 日に 2 回目の、同月 28 日に 3 回目の不備指摘を行った。
- (イ) 本邦生産者 2 者⁴⁵に対して、令和 5 年 4 月 28 日に 1 回目の、同年 5 月 25 日に 2 回目の、同年 6 月 2 日に 3 回目の、同月 28 日に 4 回目の不備指摘を行った。
- (ウ) 産業上の使用者 3 者⁴⁶に対して、令和 5 年 4 月 28 日に 1 回目の不備指摘をし、そのうち 1 者⁴⁷に対しては、同年 5 月 25 日に 2 回目の、2 者⁴⁸に対しては、同年 6 月 2 日に 2 回目の、同月 28 日に 3 回目の不備指摘を行った。

(50) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書等の提出があった。

- (ア) 輸入者に対する不備指摘については、輸入者 1 者⁴⁹から、令和 5 年 4 月 28 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 5 月 17 日までに、同年 6 月 2 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 16 日までに、同月 28 日（3 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 7 月 12 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。
- (イ) 本邦生産者に対する不備指摘については、本邦生産者 2 者⁵⁰から、令和 5 年 4 月 28 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 5 月 17 日までに、同月 25 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 6 月 8 日までに、同月 2 日（3 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 16 日までに、同月 28 日（4 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 7 月 12 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。
- (ウ) 産業上の使用者に対する不備指摘については、産業上の使用者 3 者⁵¹から、令和 5 年 4 月 28 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 5 月 17 日までに、そのうち 1 者⁵²から、同月 25 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 6 月 8 日までに、2 者⁵³から、同年 6 月 2 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 16 日までに、同月 28 日（3 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 7 月 12 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

⁴⁴ 蝶理

⁴⁵ 東ソーグループ

⁴⁶ FDK、東洋紡、マクセル

⁴⁷ FDK

⁴⁸ 東洋紡、マクセル

⁴⁹ 蝶理

⁵⁰ 東ソーグループ

⁵¹ FDK、東洋紡、マクセル

⁵² FDK

⁵³ 東洋紡、マクセル

- (51) 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、「表 8 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表 8 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

利害関係者等区分	輸入者、本邦生産者 及び産業上の使用者	不備指摘送付日	不備改め版回答書 提出日
輸入者	蝶理	4/28 (1 回目) 6/2 (2 回目) 6/28 (3 回目)	5/17 (1 回目) 6/13 (2 回目) 7/7 (3 回目)
本邦生産者	[東ソーグループ]		
	東ソー日向		
	東ソー	4/28 (1 回目) 5/25 (2 回目) 6/2 (3 回目) 6/28 (4 回目)	5/16 (1 回目) (連名) 6/8 (2 回目) (連名) 6/12 (3 回目) (連名) 7/12 (4 回目) (連名)
産業上の使用者	FDK	4/28 (1 回目) 5/25 (2 回目)	5/17 (1 回目) 6/7 (2 回目)
	東洋紡	4/28 (1 回目) 6/2 (2 回目) 6/28 (3 回目)	5/16 (1 回目) 6/8 (2 回目) 6/28 (3 回目)
	マクセル	4/28 (1 回目) 6/2 (2 回目)	5/16 (1 回目) 6/14 (2 回目)

1-5-3 代替国に係る選定通知の送付等

- (52) 調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている⁵⁴。

1-5-3-1 代替国に係る選定通知（1 回目）

⁵⁴ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）及び政令第 2 条第 3 項

(53) 令和 5 年 3 月 8 日、調査当局が知り得た中国の供給者 16 者⁵⁵、輸入者 6 者⁵⁶及び本邦生産者 2 者⁵⁷並びに中国政府に対して、「「中華人民共和国産電解二酸化マンガンを対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定 1 回目通知」という。）を発出し、調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表 9 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者 1 者⁵⁸に対しては、令和 5 年 3 月 23 日に代替国選定 1 回目通知を発出し、上記同様に意見を求めた。

表 9 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
コロンビア共和国、ギリシャ共和国、インド共和国、スペイン王国、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 6 か国において EMD の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

(54) 代替国選定 1 回目通知に対して、令和 5 年 3 月 8 日に当該通知を送付した者のうち、意見の提出期限である同月 22 日までに、本邦生産者 2 者⁵⁹から、コロンビア共和国の EMD 生産者のコスト構造を把握するのが困難であること及びインド共和国の EMD 生産者は市場経済の下で事業活動を行っていないことを理由として、当該 2 か国は不適切である旨の意見の提出があった。

また、令和 5 年 3 月 23 日に当該通知を送付した者からは、意見の提出期限である同年 4 月 6 日までに意見の提出はなかった。

1－5－3－2 代替国に係る選定通知（2 回目）

⁵⁵ Xiangtan、Hunan QingChong、Hunan Jinlong、Xiangxi Hongrui、Hunan Shunlong、Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export、Guizhou Manganese、Guangxi Guiliu、Sumitomo、Guangxi Jingxi City、Guangxi Jingxi Xiangtan、Guangxi Huiyuan、Guangxi Prince、Guangxi Fusi、South Manganese。

（なお、調査開始後に調査当局が知り得た供給者である【供給者 A 社】については、【供給者 A 社】の関連企業が確認票回答において、両者共に調査に協力しない旨を回答していたため、代替国 1 回目通知等の送付は行わなかった。）

⁵⁶ 三菱商事、蝶理、住友商事、極東商会、パナソニックエナジー、本城金属

⁵⁷ 東ソーグループ

⁵⁸ パナソニックオペレーショナルエクセレンス

⁵⁹ 東ソーグループ

(55) 令和 5 年 4 月 11 日、調査当局が知り得た中国の供給者 16 者⁶⁰、輸入者 6 者⁶¹及び本邦生産者 2 者⁶²並びに中国政府に対して、「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を発出し、各代替国の候補における令和 3 年（2021 年）の 1 人当たりの GNI⁶³が中国に近い順に基づき優先順位⁶⁴を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）8 者を記載した「表 10 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合」には、「優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用することとし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする」旨を明示した。

表 10 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国の候補	生産者の名称
1	コロンビア共和国	Quimica Internacional S.A. Quintal S.A.
2	ギリシャ共和国	Tosoh Hellas Single Member S.A.
3	インド共和国	Moil Limited
4	スペイン王国	Autlan EMD SL
5	アメリカ合衆国	Borman Specialty Materials
		Energizer Holdings, Inc.
		Prince International Corporation
6	日本国	東ソー日向

(56) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 5 年 4 月 25 日までに、意見

⁶⁰ Xiangtan、Hunan QingChong、Hunan Jinlong、Xiangxi Hongrui、Hunan Shunlong、Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export、Guizhou Manganese、Guangxi Guiliu、Sumitomo、Guangxi Jingxi City、Guangxi Jingxi Xiangtan、Guangxi Huiyuan、Guangxi Prince、Guangxi Fusi、South Manganese。

（なお、調査開始後に調査当局が知り得た供給者である【供給者 A 社】については、【供給者 A 社】の関連企業が確認票回答において、両者共に調査に協力しない旨を回答していたため、代替国 1 回目通知等の送付は行わなかった。）

⁶¹ 三菱商事、蝶理、住友商事、極東商会、本城金属、パナソニックオペレーショナルエクセレンス

⁶² 東ソーグループ

⁶³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1 人当たり GNI（2021 年）」

⁶⁴ 日本国に関しては、調査の過程で日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

の提出はなかった。

- (57) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 11 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 11 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
Xiangtan	3/8	—	4/11	—
Hunan QingChong	3/8	—	4/11	—
Hunan Jinlong	3/8	—	4/11	—
Xiangxi Hongrui	3/8	—	4/11	—
Hunan Shunlong	3/8	—	4/11	—
Guizhou Redstar Dalong	3/8	—	4/11	—
Redstar Import and Export	3/8	—	4/11	—
Guizhou Manganese	3/8	—	4/11	—
Guangxi Guiliu	3/8	—	4/11	—
Sumitomo	3/8	—	4/11	—
Guangxi Jingxi City	3/8	—	4/11	—
Guangxi Jingxi Xiangtan	3/8	—	4/11	—
Guangxi Huiyuan	3/8	—	4/11	—
Guangxi Prince	3/8	—	4/11	—
Guangxi Fusi	3/8	—	4/11	—
South Manganese	3/8	—	4/11	—
三菱商事	3/8	—	4/11	—
蝶理	3/8	—	4/11	—
住友商事	3/8	—	4/11	—
極東商会	3/8	—	4/11	—
パナソニックエナジー	3/8	—	—	—
本城金属	3/8	—	4/11	—
パナソニックオペレーショナルエクセレンス	3/23	—	4/11	—
〔東ソーグループ〕				
東ソー日向	3/8	3/22 (連名)	4/11	—
東ソー	3/8		4/11	—

1-5-3-3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等

- (58) 令和5年4月11日、「**表 10 代替国候補の優先順位リスト**」に示した調査当局が知り得た代替国供給者8者に対し、「電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」、調査対象期間中に EMD を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国供給者質問状」という。）を送付し、協力を求めた。
- (59) これに対して、代替国確認票の提出期限である令和5年4月25日までに、ギリシャ共和国に所在する代替国供給者1者⁶⁵、及び本邦に所在する代替国供給者2者⁶⁶から、代替国確認票回答の提出があった。
- また、これら代替国確認票回答の提出があった3者から、EMDの生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。
- (60) 代替国供給者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である令和5年5月18日までに、代替国供給者3者⁶⁷から調査項目Aに係る回答書の提出があった。
- また、調査項目BからDに係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和5年5月11日までに3者⁶⁸から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (61) 代替国供給者質問状の調査項目BからDに関して、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和5年6月1日までに、代替国供給者3者⁶⁹から回答書の提出があった。
- (62) 代替国供給者質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 12 代替国供給者質問状等の回答等の状況**」のとおりであった。

⁶⁵ Tosoh Hellas Single Member S.A.（以下「Tosoh Hellas」という。）

⁶⁶ 東ソーグループ。上記(58)のとおり、代替国供給者質問状等は、東ソー日商に送付したが、東ソー日商からは東ソーとの連名で回答が提出されたため、(59)記載の代替国確認票回答の提出以降の手續において、東ソーについても代替国供給者グループとして扱うこととし、本邦に所在する代替国供給者は東ソーグループとした。

⁶⁷ Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁶⁸ Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁶⁹ Tosoh Hellas、東ソーグループ

表 12 代替国供給者質問状等の回答等の状況

優先順位	国名	企業名	確認票回答提出日	確認票回答内容				質問状回答提出日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B～D)	質問状回答提出日 (調査項目 B～D)
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
2 位	ギリシャ共和国	Tosoh Hellas	4/25	有	有	する	可	5/18	5/8	6/1
6 位	日本国	東ソーグループ	4/25	有	有	する	可	5/18	5/8	6/1

(63) 代替国供給者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に修正を要すると思われる項目があったこと等から、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容に係る修正依頼事項を踏まえて修正した回答書（以下「修正版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び修正版回答書を提出するよう求める旨を通知（以下「修正依頼」という。）した。代替国供給者 3 者⁷⁰に対して令和 5 年 6 月 28 日に 1 回目の、そのうち 2 者⁷¹に対しては同年 10 月 23 日に 2 回目の修正依頼を行った。

(64) 代替国供給者に対する修正依頼については、代替国供給者 3 者⁷²から、令和 5 年 6 月 28 日に行った修正依頼（1 回目）について、回答書の提出期限である同年 7 月 12 日までに、そのうち 2 者⁷³から、同年 10 月 23 日に行った修正依頼（2 回目）について、回答書の提出期限である同月 30 日までに、それぞれ修正版回答書の提出があった。

1-5-4 追加質問状の送付等

1-5-4-1 追加質問状の送付及び回答

(65) 令和 5 年 3 月 8 日に発出した質問状等の追加質問として、同年 7 月 27 日、本邦生産者 2 者⁷⁴に対して追加質問状を送付した。

この際、特段の理由なく回答期限内に追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、日本国政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

⁷⁰ Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁷¹ 東ソーグループ

⁷² Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁷³ 東ソーグループ

⁷⁴ 東ソーグループ

(66) これに対して、本邦生産者 2 者⁷⁵から、追加質問状回答書提出期限である令和 5 年 8 月 10 日までに、追加質問状回答書の提出があった。

(67) 追加質問状の送付状況及び追加質問状の回答状況については、「表 13 追加質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 13 追加質問状の送付及び回答状況

利害関係者等区分		送付先	追加質問状 送付日	追加質問状 回答日
〔東ソーグループ〕				
	本邦生産者	東ソー日向	7/27	8/10（連名）
	本邦生産者	東ソー	7/27	

1－5－5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1－5－5－1 証拠の提出及び証言⁷⁶

(68) 証拠の提出に関して、その期限である令和 5 年 6 月 8 日までに、証拠の提出をした利害関係者はいなかった。

(69) 証言に関して、その申出の期限である令和 5 年 5 月 25 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1－5－5－2 対質の申出⁷⁷

(70) 対質の申出に関して、その期限である令和 5 年 7 月 10 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

1－5－5－3 意見の表明⁷⁸

(71) 意見の表明に関して、その期限である令和 5 年 7 月 10 日までに、意見の表明をした利害関係者はいなかった。

⁷⁵ 東ソーグループ

⁷⁶ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

⁷⁷ 政令第 12 条第 1 項

⁷⁸ 政令第 12 条の 2 第 1 項

1-5-5-4 情報の提供⁷⁹

(72) 情報の提供に関して、その期限である令和5年7月10日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

1-5-6 現地調査

1-5-6-1 本邦生産者に対する現地調査の実施

(73) 上記(41)の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者2者⁸⁰に対して、令和5年8月1日、「表14 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(74) これに対して、本邦生産者2者から回答期限である令和5年8月8日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(75) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和5年8月23日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付⁸¹し、「表14 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表14 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等 確認通知日	現地調査受入可否等 回答日	現地調査項目 等の通知日	実施日
〔東ソーグループ〕				
東ソー日向	8/1	8/8	8/23	9/11～12 (同時に実施)
東ソー	8/1	8/8	8/23	

1-5-6-2 代替国供給者に対する現地調査の実施

⁷⁹ 政令第13条第1項

⁸⁰ 東ソーグループ

⁸¹ ガイドライン9.(1)一②及び(3)

(76) 上記(60)及び(61)の代替国供給者質問状回答書を提出した代替国供給者 3 者⁸²のうち 2 者⁸³に対して令和 5 年 8 月 1 日に、1 者⁸⁴に対して同月 8 日に、「表 15 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(77) これに対して、代替国供給者 3 者⁸⁵のうち 2 者⁸⁶から回答期限である令和 5 年 8 月 8 日までに、1 者⁸⁷から回答期限である同月 15 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(78) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者 2 者⁸⁸に対して令和 5 年 8 月 23 日に、同じく現地調査の受入れに同意した現地調査対象者 1 者⁸⁹に対して令和 5 年 9 月 4 日に、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」をそれぞれ送付⁹⁰し、「表 15 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 15 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等 確認通知日	現地調査受入可否 等回答日	現地調査項目等の 通知日	実施日
〔東ソーグループ〕				
東ソー日向	8/1	8/8	8/23	9/13～9/14 (同時に実施)
東ソー	8/1	8/8	8/23	
Tosoh Hellas	8/8	8/9	9/4	9/26～9/28

⁸² Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁸³ 東ソーグループ

⁸⁴ Tosoh Hellas

⁸⁵ Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁸⁶ 東ソーグループ

⁸⁷ Tosoh Hellas

⁸⁸ 東ソーグループ

⁸⁹ Tosoh Hellas

⁹⁰ ガイドライン 9. (1) 一②及び (3) を準用

1-5-6-3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

(79) 調査当局は、現地調査終了後の令和5年10月23日、本邦生産者2者⁹¹に対し、現地調査において提出した資料等に関する秘密扱いを求める情報を要約した閲覧用の書面として提出された開示版の開示範囲及び秘密情報の要約等の適切性等に関する調査当局からの指摘事項を通知し、期限を付して、開示版要約を修正した閲覧用の書面及び秘密情報とした理由を修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。その結果、当該本邦生産者2者から、提出期限である同月30日までに、開示版要約を修正した閲覧用の書面及び秘密情報とした理由を修正した秘密の理由書の提出があった。

(80) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者2者⁹²及び代替国供給者3者⁹³へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

(81) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である本邦生産者2者⁹⁴及び代替国供給者3者⁹⁵から、現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が各現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容が適切であると認め、現地調査結果報告書を修正した。

1-6 秘密の情報

(82) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領⁹⁶した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-7 証拠等の閲覧

(83) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）

⁹¹ 東ソーグループ

⁹² 東ソーグループ

⁹³ Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁹⁴ 東ソーグループ

⁹⁵ Tosoh Hellas、東ソーグループ

⁹⁶ 協定6.5、政令第7条第6項及び第7項、政令第10条第1項及び第2項

について、利害関係者に対し閲覧に供した⁹⁷。

1－8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

(84) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

(85) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項等について、利害関係者等及び代替国供給者に対し以下のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

(ア) 令和 5 年 4 月 28 日、輸入者 1 者⁹⁸及び産業上の使用者 3 者⁹⁹に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(イ) 令和 5 年 5 月 25 日、本邦生産者 2 者¹⁰⁰及び産業上の使用者 1 者¹⁰¹に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(ウ) 令和 5 年 6 月 2 日、輸入者 1 者¹⁰²及び産業上の使用者 2 者¹⁰³に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(エ) 令和 5 年 6 月 28 日、輸入者 1 者¹⁰⁴、本邦生産者 2 者¹⁰⁵及び産業上の使用者 2 者¹⁰⁶に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を、代替国供給者 3 者に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る修正依頼事項を通知した。

(86) 上記(85)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

(ア) 上記(85) (ア)の通知に関し、輸入者 1 者及び産業上の使用者 3 者から、提出期限である令和 5 年 5 月 17 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(イ) 上記(85) (イ)の通知に関し、本邦生産者 2 者及び産業上の使用者 1 者から、提出期限である令和 5 年 6 月 8 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密

⁹⁷ 政令第 11 条

⁹⁸ 蝶理

⁹⁹ FDK、東洋紡、マクセル

¹⁰⁰ 東ソーグループ

¹⁰¹ FDK

¹⁰² 蝶理

¹⁰³ 東洋紡、マクセル

¹⁰⁴ 蝶理

¹⁰⁵ 東ソーグループ

¹⁰⁶ 東洋紡、マクセル

の理由書の提出があった。

(ウ) 上記(85)(ウ)の通知に関し、輸入者 1 者及び産業上の使用者 2 者から、提出期限である令和 5 年 6 月 16 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(エ) 上記(85)(エ)の通知に関し、輸入者 1 者、本邦生産者 2 者、産業上の使用者 2 者及び代替国供給者 3 者から、提出期限である令和 5 年 7 月 12 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(87) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、「表 16 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 16 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

利害関係者等区分及び代替国供給者区分	輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書及び秘密の理由書等の提出日
輸入者	蝶理	4/28 (1 回目) 6/2 (2 回目) 6/28 (3 回目)	5/17 (1 回目) 6/13 (2 回目) 7/7 (3 回目)
本邦生産者	〔東ソーグループ〕		
	東ソー日向	5/25 (1 回目) 6/28 (2 回目)	6/8 (1 回目) (連名) 7/12 (2 回目) (連名)
	東ソー	5/25 (1 回目) 6/28 (2 回目)	
産業上の使用者	FDK	4/28 (1 回目) 5/25 (2 回目)	5/17 (1 回目) 6/7 (2 回目)
	東洋紡	4/28 (1 回目) 6/2 (2 回目) 6/28 (3 回目)	5/16 (1 回目) 6/8 (2 回目) 6/28 (3 回目)
	マクセル	4/28 (1 回目) 6/2 (2 回目) 6/28 (3 回目)	5/16 (1 回目) 6/14 (2 回目) 7/12 (3 回目)
代替国供給者	Tosoh Hellas	6/28	7/12
	〔東ソーグループ〕		
	東ソー日向	6/28	7/12 (連名)
	東ソー	6/28	

1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(88) 調査当局が知り得た供給者 16 者、輸入者 7 者及び本邦生産者 2 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載したこと、並びに調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出する必要があることを明示した。更に、財務省及び経済産業省のホームページにおいては、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになることを明示した。

2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実

2-1-1 総論

2-1-1-1 不当廉売差額の基本的考え方

(89) 不当廉売差額は、調査対象期間に販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁰⁷こととした。

(90) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁰⁸こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹⁰⁹、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹¹⁰こととした。

(91) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡し¹¹¹の段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹¹²こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

¹⁰⁷ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.

¹⁰⁸ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁰⁹ 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

¹¹⁰ 協定 9.2

¹¹¹ 工場渡しとは、販売者の工場で購入者に貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

¹¹² 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

- (92) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹¹³こととした。

2-1-1-2 正常価格の算出の基本的考え方

- (93) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹¹⁴とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹¹⁵には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹¹⁶、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹¹⁷とする¹¹⁸こととした。
- (94) 正常価格の算出に当たっては、関連企業間の取引を除外し、非関連企業との取引を検討の対象とした。ただし、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含める¹¹⁹こととした。
- (95) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものとみなす¹²⁰こととした。

2-1-1-3 調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

¹¹³ 協定 2.4.1

¹¹⁴ 政令第2条第1項第1号

¹¹⁵ 政令第2条第2項

¹¹⁶ 政令第2条第1項第2号

¹¹⁷ 政令第2条第1項第3号

¹¹⁸ 協定 2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項

¹¹⁹ ガイドライン 7 . (4) 一

¹²⁰ 協定 2.2.1

- (96) 上記「**2-1-1-2 正常価格の算出の基本的考え方**」にかかわらず、調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合¹²¹には、政令第2条第3項に基づき、代替国価格として同条第1項第4号の価格¹²²を正常価格として使用することとした。

2-1-1-4 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

- (97) 上記「**2-1-1-3 調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとした¹²³。
- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
 - (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
 - (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
 - (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
 - (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-1-5 輸出価格の算出の基本的考え方

- (98) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹²⁴こととした。
- (99) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹²⁵こととした。

2-1-1-6 端数処理の基本的考え方

¹²¹ 政令第2条第3項

¹²² ① 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格

② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格

③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

¹²³ 中国 WTO 加盟議定書第15条(a)柱書き及び同(i)、政令第2条第3項、ガイドライン7.(6)一並びに調査開始告示九(一)

¹²⁴ 協定2.1及び法第8条第1項

¹²⁵ 協定2.3、協定2.4、法第8条第36項、政令第3条及びガイドライン7.(2)

- (100) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-1-2 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2-1-2-1 調査対象貨物

- (101) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された EMD であり、当該貨物の詳細は、上記「**1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国**」に記述したとおりである。
- (102) 調査対象貨物は、EMD の用途を基準として、①アルカリグレード（主にアルカリ電池の材料として使用される他、リチウムイオン二次電池の材料、触媒及び酸化剤等としても使用され、製造工程上、中和処理されるが、焼成工程を経ずに出荷されるもの。）、②マンガングレード（主にマンガン電池の材料として使用される他、リチウムイオン二次電池の材料、触媒及び酸化剤等としても使用され、製造工程上、中和処理されるが、焼成工程を経ずに出荷されるもの。）、③リチウム一次用グレード（主にリチウムイオン一次電池に使用され、製造工程上、中和処理及び焼成工程を経て出荷されるもの。）、④フェライト用グレード（主にソフトフェライトの材料として使用される他、リチウムイオン二次電池の材料、触媒及び酸化剤等としても使用され、製造工程上、中和処理及び焼成工程を経ずに出荷されるもの。）、⑤その他（上記①から④までのグレードに該当しないもの。）、に品種分けした。

2-1-2-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (103) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである EMD、又はそのような EMD がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する EMD とした。

2-1-3 市場経済の条件が浸透している事実

2-1-3-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

- (104) 調査対象貨物の正常価格について、上記「**2-1-1-4 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記「**1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**」に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済質問状の回答の提出はなかった。なお、申請者は申請書において、中国においては EMD の生産及び販売に

ついて市場経済の条件が浸透していない状況であると主張して、市場経済の条件の浸透の事実に関する知り得た情報及びその根拠となる資料を提出している¹²⁶。

2-1-3-2 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

- (105) 上記「**2-1-3-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討**」に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済質問状の回答の提出はなかったため、上記「**2-1-1-4 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第2条第3項の規定に基づき、代替国価格を用いることとした。

2-1-4 代替国候補の選定及び正常価格

2-1-4-1 代替国候補の選定

- (106) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1-5-3-1 代替国に係る選定通知（1回目）**」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国の供給者16者¹²⁷、輸入者7者¹²⁸及び本邦生産者2者¹²⁹並びに中国政府に対して、「代替国選定1回目通知」を通知したところ、本邦生産者2者¹³⁰から意見が提出された。

また、上記「**1-5-3-2 代替国に係る選定通知（2回目）**」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者16者¹³¹、輸入者6者¹³²及び本邦生産者2者¹³³並びに中国政府に対して、各代替国候補における1人当たりのGNIが中国に近い順に基づき優先順位を付けた「代替国選定2回目通知」を通知したところ、これに対する意見は提出されなかった。

¹²⁶ 申請書別紙（非公開）10（市場経済条件の浸透の事実に関する知り得た情報）

¹²⁷ Xiangtan, Hunan QingChong, Hunan Jinlong, Xiangxi Hongrui, Hunan Shunlong, Guizhou Redstar Dalong, Redstar Import and Export, Guizhou Manganese, Guangxi Guiliu, Sumitomo, Guangxi Jingxi City, Guangxi Jingxi Xiangtan, Guangxi Huiyuan, Guangxi Prince, Guangxi Fusi, South Manganese.

（なお、調査開始後に調査当局が知り得た供給者である【供給者A社】については、【供給者A社】の関連企業が確認票回答において、両者共に調査に協力しない旨を回答していたため、代替国1回目通知等の送付は行わなかった。）

¹²⁸ 三菱商事、蝶理、住友商事、極東商会、パナソニックエナジー、本城金属、パナソニックオペレーショナルエクセレンス

¹²⁹ 東ソーグループ

¹³⁰ 東ソーグループ

¹³¹ Xiangtan, Hunan QingChong, Hunan Jinlong, Xiangxi Hongrui, Hunan Shunlong, Guizhou Redstar Dalong, Redstar Import and Export, Guizhou Manganese, Guangxi Guiliu, Sumitomo, Guangxi Jingxi City, Guangxi Jingxi Xiangtan, Guangxi Huiyuan, Guangxi Prince, Guangxi Fusi, South Manganese.

（なお、調査開始後に調査当局が知り得た供給者である【供給者A社】については、【供給者A社】の関連企業が確認票回答において、両者共に調査に協力しない旨を回答していたため、代替国1回目通知等の送付は行わなかった。）

¹³² 三菱商事、蝶理、住友商事、極東商会、本城金属、パナソニックオペレーショナルエクセレンス

¹³³ 東ソーグループ

- (107) 上記(106)を踏まえ、上記「**１－５－３－３ 代替国候補の供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者 8 者に対し代替国質問状等を送付したところ、3¹³⁴者から代替国質問状回答書が提出された。

２－１－４－２ 代替国の正常価格

２－１－４－２－１ 総論

- (108) 代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 3 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における消費に向けられる調査対象貨物と比較可能な貨物の通常の商取引における価格及び代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「代替国販売価格」という。）¹³⁵を正常価格として採用することとした。

なお、この場合において、サンプル取引¹³⁶を除外し、上記(95)に従いコスト割れ価格で販売された取引及び上記(94)に従い関連企業間の取引を除外し、非関連企業との取引を検討の対象とした。

２－１－４－２－２ 同種の貨物の検討

- (109) 代替国供給者である東ソーグループ（東ソー日向、東ソー）が生産している貨物は、下記の「**３－１ 同種の貨物の検討**」で述べるとおり、調査対象貨物と比較可能な同種の貨物であると認められた。

- (110) 代替国供給者である Tosoh Hellas は、アルカリグレード EMD 及びマンガングレード EMD の生産を行っているところ、当該代替国供給者の生産している貨物は、形状は全て粉末、色は黒褐色¹³⁷であり、調査対象貨物と同様の形状、物的特性を有していたことを確認した。また、主な用途もアルカリ一次電池の製造原料として使用¹³⁸され、調査対象貨物と同様の用途で利用されることを確認した。また、Tosoh Hellas への現地調査において、製造工程については、【工程の状況】¹³⁹である旨の説明があり、下記の「**３－１－２ 製造工程**」で述べるとおり、調査対象貨物と共通の製造工程を有する本邦産同種の貨物の【工程の状況】していることを確認し、貿易統計上の分類も調査対象貨物と同様に輸入統計品目番号 2820.10-000（二酸化マンガ）に分類されるものと同一であることを確認した。

¹³⁴ 東ソーグループ、Tosoh Hellas

¹³⁵ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

¹³⁶ ガイドライン 7. (1) 五

¹³⁷ 代替国供給者質問状回答書（Tosoh Hellas）（調査項目 A-5-1）

¹³⁸ 代替国供給者質問状回答書（Tosoh Hellas）（様式 A-5-2）

¹³⁹ 代替国現地調査結果報告書（Tosoh Hellas）1. (2)

したがって、代替国供給者である Tosoh Hellas が生産している貨物は、調査対象貨物と比較可能な同種の貨物であると認められた。

2-1-4-2-3 正常価格

(111) 代替国の正常価格は、上記(108)により代替国販売価格を算出したところ、1kg 当たり【数値】人民元となった。

2-1-4-3 通貨の換算

(112) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、正常価格については、代替国供給者 3 者の、それぞれの取引における販売日が属する月の三菱 UFJ 銀行公表の月次レートをを用いて中国人民元に換算した。

2-1-5 調査対象貨物の輸入の停止

(113) 調査当局は、本邦向け輸出価格の算定を行うにあたり、調査対象貨物の輸入量について検討した。供給者から質問状に対する回答はなく、輸入者 1 者¹⁴⁰の回答から調査対象期間中の調査対象貨物の輸入実績はなかったことが判明したのみであり、質問状に対する回答から調査対象貨物の輸入量を把握することはできなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）により当該輸入量を算定した。

(114) 財務省貿易統計によると、「表 17 調査対象貨物の輸入実績の推移」のとおり、調査対象貨物の輸入量は平成 29 年度では 329MT であったが徐々に減少を続け、調査対象期間における輸入量は 0MT となり、調査対象貨物の輸入は停止したものと認められる。

表 17 調査対象貨物の輸入実績の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022.1～ 2022.12
輸入量 (MT)	329	67	25	25	1	0

(出所) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

(注) 輸入量は小数点以下を四捨五入している。

2-1-6 供給者

(115) 調査当局は、上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、供

¹⁴⁰ 蝶理

給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、中国の供給者は必要な情報を提供しなかった。

- (116) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとした。調査当局が知ることができた事実として、以下のとおり中国税関輸出貿易統計及び代替国質問状回答書を用いて不当廉売差額率を算出した。

2－1－6－1 本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格

- (117) 上記(115)に記載のとおり、中国の供給者は調査に必要な情報を提供しておらず、調査当局は本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格に係る回答は得られなかった。

- (118) したがって、本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格については知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととした。調査対象期間における調査対象貨物の本邦への輸出実績はなく、本邦向け輸出価格は存在しないが、調査対象期間において中国の供給者から第三国への輸出実績は存在するところ、中国税関輸出貿易統計における中国から第三国への輸出価格に基づき算出することとした。算出に当たっては、調査対象期間において中国から第三国への輸出価格（FOB 価格）¹⁴¹を基に、中国国内物流費及び輸出にかかる諸掛り¹⁴²を控除し工場出荷段階の価格（EXW 価格）を算出したところ、1kg 当たり【数値】人民元となった。

なお、第三国への輸出価格の算出に当たり、調査対象期間中に中国が調査対象貨物と同種の貨物の輸出を行った実績のある国のうち、米国については、当該期間において当該貨物に対して不当廉売関税を課している¹⁴³ため、当該各国向けの輸出価格に影響があると考えられることから除外し、それ以外の輸出先への輸出価格により算出した。

2－1－6－2 不当廉売差額率（正常価格と第三国向け輸出価格との差額）

- (119) 上記「**2－1－6－1 本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格**」のとおり、調査対象期間において中国の供給者から本邦に対する輸出実績はなかったが、調査対象期間において中国の供給者から第三国への輸出実績は存在することから、輸出価格については、中国から第三国への輸出価格を使用した。

¹⁴¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

¹⁴² 申請書別紙（非公開）13-2」（中華人民共和国国内物流費用等まとめ）

¹⁴³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「73 FR 58537-58538, October 7, 2008 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919] Antidumping Duty Order: Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China」

- (120) 不当廉売差額は、上記「**2-1-4-2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格と上記「**2-1-6-1 本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格**」において算出した輸出価格との差額により算出した。その結果、1kg 当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、「**表 18 不当廉売差額率（正常価格と第三国向け輸出価格との差額）**」のとおり、39.26%となった。

表 18 不当廉売差額率（正常価格と第三国向け輸出価格との差額）

	不当廉売差額率（%）
全ての供給者	39.26

2-1-7 不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

- (121) 上記「**2-1-5 調査対象貨物の輸入の停止**」に記載のとおり、調査対象期間における中国からの調査対象貨物の輸入は停止しており、利害関係者等からも調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られなかった。

しかし、上記「**表 18 不当廉売差額率（正常価格と第三国向け輸出価格との差額）**」のとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。

2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

2-2-1 総論

- (122) 「**2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実**」を踏まえ、不当廉売関税の課税期間満了後の不当廉売輸入の再発のおそれについて以下のとおり検討した。

- (123) 上記「**2-1-7 不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論**」に記載のとおり、不当廉売関税の課税措置により、調査対象期間において中国から本邦に対する調査対象貨物の輸出実績がなかったことから、中国を原産地とする不当廉売された EMD の輸入の事実は認められなかった。

他方で、調査対象期間に、中国の供給者は第三国に対して EMD の輸出を行っていた。中国の供給者の第三国向け輸出価格は、上記「**2-1-4-2 代替国の正常価格**」に記載の正常価格である 1kg 当たり【数値】人民元よりも低いものであった。具体的には、上記「**2-1-6-1 本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格**」に記載のとおり、第三国向け輸出価格は、1kg 当たり【数値】人民元であった。

- (124) 調査当局は、さらに、中国の供給者に係る以下の項目を検討の上、現行の不当廉売関税

の課税期間の満了後において、中国の供給者が生産する EMD の不当廉売輸入が再発するおそれについて、検討することとした。

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 供給者の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在
- ⑤ 本邦市場への輸出可能性

2-2-2 供給者の余剰生産能力

(125) 本邦生産者により提出された、国際マンガン協会資料によれば、中国の供給者の過去 6 年間における EMD の生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量の関係については、「表 19 中国の供給者の EMD 生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量」のとおりであった。

中国の供給者は、平成 29 年から令和 3 年にかけて、マンガン酸リチウム（以下「LMO」という。）需要の拡大を見越し、実際の LMO 需要の拡大以上に EMD の生産能力¹⁴⁴及び生産量を大きく拡大させた。一方で、令和 4 年においては、中国の景気減速に伴う LMO 及び乾電池需要の急減¹⁴⁵並びに世界的な景気減速や欧州のエネルギー危機から波及した中国内外の EMD 需要の減少¹⁴⁶を受け、生産量を大幅に減少させた¹⁴⁷。

その結果、中国供給者の EMD の生産能力は、平成 29 年から令和 4 年にかけて【数値】MT 増加したが、その生産量は、平成 29 年から令和 4 年にかけて【数値】MT の増加にとどまった。そのため、中国の供給者における EMD の稼働率は、平成 29 年の【60-100】%から令和 4 年に【30-70】%まで低下した一方、余剰生産能力は平成 29 年から令和 4 年にかけて約 3.4 倍に増加し、令和 4 年には【数値】MT まで拡大した。令和 4 年の余剰生産能力は、下記「表 23 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」の同期間の本邦における需要量の【10～20】倍以上であり、中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表 19 中国の供給者の EMD 生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量

¹⁴⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1）

¹⁴⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1、A-11-3）

¹⁴⁶ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (1) (ウ)、調査当局が収集及び分析した関係証拠「貴州紅星発展有限公司 2022 年次報告」、調査当局が収集及び分析した関係証拠「AUTLAN ANNUAL REPORT 2022」、調査当局が収集及び分析した関係証拠「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2023/2120 of 12 October 2023 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of electrolytic manganese dioxides originating in the People's Republic of China」、申請書別紙（非公開）16-1、本邦生産者現地調査提出資料 19

¹⁴⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1）、本邦生産者現地調査結果報告書 3. (1) (ウ)、調査当局が収集及び分析した関係証拠「貴州紅星発展有限公司 2022 年次報告」

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
生産能力 (MT)	【100】	【107】	【128】	【130】	【147】	【147】
生産量 (MT)	【100】	【112】	【127】	【130】	【146】	【103】
余剰生産能力 (MT)	【100】	【83】	【133】	【126】	【149】	【344】
稼働率 (%)	【60-100】	【60-100】	【60-100】	【60-100】	【60-100】	【30-70】
国内需要量 (MT)	【100】	【117】	【137】	【140】	【153】	【107】

(出所) 本邦生産者当初質問状不備改め版回答書(添付資料 2022 年 EMD 生産量 (IMnl))、本邦生産者追加質問状回答書(添付資料 G-4-①)

(注) 生産能力、生産量、余剰生産能力、国内需要量の【 】は、平成 29 年を 100 とする指数である。

2-2-3 供給者の将来の生産

(126) 中国の供給者における EMD の生産能力に関して、国際マンガン協会の資料には、【中国における EMD の生産の状況】になり¹⁴⁸、【中国における生産の状況】、【中国の供給者の生産能力の状況】旨¹⁴⁹が記載されており、全体として、生産能力が拡大することが認められた。

(127) 更に、西南能鋳錳業集团有限公司のホームページ¹⁵⁰には、西南能鋳錳業集团有限公司は中国貴州省のマンガン産業発展の方針を受け、グループ会社である Guizhou Manganese に対して、マンガン資源循環型経済モデルプロジェクトの第 1 期第 2 段階として令和 3 年 7 月より 33,500MT の電解二酸化生産ラインの建設を開始し、生産能力を 50,000MT に拡大する必要があると指導した旨が、Guizhou Manganese のホームページ¹⁵¹には、党委員会のメンバーで貴州省の国有資産監督管理委員会の副委員長による同社マンガン産業の視察が行われ、同視察において、同社の党委員会の委員でもある同社役員より、同社マンガン産業について、貴州省の新型工業化の方針に即し、マンガン製品の生産能力を全国下位から上位へと大躍進

¹⁴⁸ 本邦生産者追加質問状回答書(添付資料 G-3-①)

¹⁴⁹ 本邦生産者追加質問状回答書(調査項目 G-5、添付資料 G-5)

¹⁵⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠
「西南能鋳錳業集团有限公司に係る 2021 年 3 月 4 日付け記事」
(<https://www.zgxnk.com/news/detail/1473>)

¹⁵¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠
「Guizhou Manganese 2021 年 6 月 2 日 NEWS」
(<https://gzknmy.com/gongsixinwen/100.html>)

させることを目指してプロジェクトの第 1 期第 2 段階の建設を促進する必要があるとの発言を行った旨が記載されており、生産能力の拡大計画を有することが認められた。

- (128) 以上を踏まえると、今後、中国の供給者において EMD の生産能力の拡大が見込まれる状況にあることが認められた。

2-2-4 供給者の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在

- (129) 中国の供給者の平成 29 年から令和 4 年までにおける EMD の生産能力、生産量及び国内需要量の関係については、「表 19 中国の供給者の EMD 生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量」のとおりであった。

中国の供給者は、上記(125)で述べたとおり、令和 4 年において、EMD 需要の減少を受け、生産量を大幅に減少させた。その結果、中国の供給者の余剰生産能力は、平成 29 年から令和 4 年にかけて約 3.4 倍に増加し、その増加量は【数値】MT となった。一方で、国内需要量の増加量は【数値】MT にとどまったことから、余剰生産能力が国内需要量を上回って拡大することとなり、当該余剰生産能力を全て吸収できるほどの国内需要の拡大はないことが認められた。

- (130) また、申請者から提出された国際マンガン協会資料によると、中国国内における EMD の【需要動向説明】しており¹⁵²、EMD 需要の大幅な拡大は見込まれていないことが認められた。

なお、輸入者 1 者¹⁵³からは、平成 29 年 4 月～令和 4 年においては、【需要動向説明】したものの、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合における中国需要の動向について、【需要動向説明】との回答¹⁵⁴があり、中国国内における EMD 需要の大幅な需要の動向の変化が見込まれていないことが認められた。また、本邦生産者¹⁵⁵からは大きな需要拡大は期待できないと考えられる¹⁵⁶との回答があり、産業上の使用者 1 者¹⁵⁷からは一次電池市場が拡大傾向にある¹⁵⁸との回答があったものの、中国の供給者における令和 5 年の上半期報告書には一次電池市場の需要が引き続き引き締まる旨記載されており¹⁵⁹、EMD 需要における大幅な拡大は見込まれていないことが認められた。

- (131) 以上を踏まえると、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるよう

¹⁵² 申請書別紙（非公開）17-3_（国際マンガン協会資料（2022 年上半期））

¹⁵³ 蝶理

¹⁵⁴ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（質問項目 A-7-1、A-7-3）

¹⁵⁵ 東ソーグループ

¹⁵⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（質問項目 A-11-3）

¹⁵⁷ マクセル

¹⁵⁸ 産業上の使用者当初質問状回答書（マクセル）（質問項目 A-4-3）

¹⁵⁹ 本邦生産者現地調査提出資料 53

な国内市場は存在せず、当面、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるようになる見込みもないことが認められた。

2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

- (132) EMD の主要な需要国である米国は¹⁶⁰、平成 20 年 10 月、中国産 EMD に対して 149.92% という極めて高率な不当廉売関税の賦課を開始¹⁶¹し、平成 27 年 1 月及び令和 2 年 7 月に当該措置をそれぞれ 5 年間延長¹⁶²した。

よって、中国供給者による米国向けの EMD の輸出は今後も引き続き極めて困難な状況にあると考えられる。

- (133) 欧州においては、欧州市場の需要の大部分を満たすことができる EMD 生産者 2 者¹⁶³が存在している。そのような状況の中、欧州の EMD 生産者 1 者の申請に基づき、令和 5 年 2 月、中国産 EMD に対する不当廉売関税の調査が開始され、同年 10 月、18.3%から 102.2%までの不当廉売差額率による不当廉売の事実について仮の決定を行い、0%から 34.6%までの暫定的な不当廉売関税の賦課を開始した¹⁶⁴。

よって、中国供給者による欧州向けの EMD の輸出は今後困難になると考えられる。

- (134) アジア市場（日本市場及び中国市場を除く。）及び世界のその他の市場（米国市場及び欧州市場を除く。以下アジア市場と併せて「アジア市場等」という。）においては、令和 4 年に【数値】MT の EMD 需要がある¹⁶⁵が、中国の供給者は「表 19 中国の供給者の EMD 生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量」のとおり【数値】MT の余剰生産能力を有しており、当該余剰生産能力をアジア市場等において解消することは困難な状況にある。

- (135) したがって、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

¹⁶⁰ 令和 4 年における米国の需要量は【数値】MT であり、同期間の世界の需要量である【数値】MT の約【数値】%を占めることから、米国は EMD の主要な需要国であることが認められた。（出所：本邦生産者現地調査提出資料 19）

¹⁶¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「73 FR 58537-58538, October 7, 2008 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919] Antidumping Duty Order: Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China」

¹⁶² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「80 FR 1393-1394, January 9, 2015 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919, A-602-806] Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China and Australia: Continuation of the Antidumping Duty Order on the People's Republic of China, Revocation of the Antidumping Duty Order on Australia」、調査当局が収集及び分析した関係証拠「85 FR 40970 July 8, 2020 International Trade Administration [A-570-919] Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China: Continuation of Antidumping Duty Order」

¹⁶³ AUTLAN EMD SL 及び Tosoh Hellas

¹⁶⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2023/2120 of 12 October 2023 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of electrolytic manganese dioxides originating in the People's Republic of China」

¹⁶⁵ 本邦生産者現地調査提出資料 19

2-2-6 本邦市場への輸出可能性

- (136) 本邦の需要量については、下記「**表 23 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移**」のとおり、調査対象期間全体を通じて 4 ポイント減少しているが、本邦の EMD の市場規模は、下記の「**3-5-2-2 将来における本邦の EMD の市場規模**」で述べるとおり、将来、現状に比して著しく縮小するとも拡大するとも見込まれないと考えるのが妥当である。
- (137) 令和 4 年における本邦の需要量は、同期間における中国の余剰生産能力の約【5・10】%に相当する規模に過ぎず、中国の供給者にとっては、既に日本市場を全て中国品で占拠するだけの余剰生産能力を有していることから、課税期間満了後に稼働率を上げて本邦向け輸出を容易に再開することが可能である。
- (138) 中国の供給者は、上記(125)及び(128)に述べたとおり、相当程度の余剰生産能力を有しており、将来の生産能力の拡大も見込まれていることから、その余剰生産能力を解消するべく、課税期間満了後には、参入が容易になった日本市場における販路拡大のため、稼働率を上げ、本邦向け輸出を再開するおそれがあると考えるのが妥当である。
- (139) 課税期間満了後の調査対象貨物の輸入、購入及び販売の計画について、輸入者 1 者¹⁶⁶からは、【課税期間満了後の輸入、購入及び販売の計画】旨の回答¹⁶⁷があり、また、本邦生産者¹⁶⁸より、顧客から、【購入計画】、【購入計画】との意向が示された旨の回答¹⁶⁹があり、輸入者及び本邦生産者の顧客が、不当廉売関税撤廃後、調査対象貨物の輸入・購入を検討する可能性がある旨を確認した。
- (140) 課税期間満了後の市場価格、需要、供給の動向の変化の見込みについて、産業上の使用者 1 者¹⁷⁰からは、「日本国外電解二酸化マンガンメーカーの参入により国内メーカーの収支が悪化する可能性がある」旨の回答¹⁷¹、及び産業上の使用者 1 者¹⁷²からは、【変化の見込みの内容】旨の回答¹⁷³があり、産業上の使用者が、不当廉売関税撤廃後、調査対象貨物の流入を予想している旨を確認した。
- (141) 現地調査において、本邦生産者¹⁷⁴より、中国供給者の余剰生産能力の拡大は令和 5 年も

¹⁶⁶ 蝶理

¹⁶⁷ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 B-2）

¹⁶⁸ 東ソーグループ

¹⁶⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 C-4-5 第 1 部、第 2 部）

¹⁷⁰ マクセル

¹⁷¹ 産業上の使用者当初質問状回答書（マクセル）（調査項目 A-4-3）

¹⁷² 【産業上の使用者】

¹⁷³ 産業上の使用者当初質問状回答書（【産業上の使用者】）（調査項目 D-1-5）

¹⁷⁴ 東ソーグループ

継続しており、令和 5 年第 1 四半期時点での中国供給者の稼働率は現状で約【数値】%となっている旨、及び中国でここ数年需要拡大を牽引してきた LMO 用途について、原料を EMD から他のマンガン酸化物（ Mn_3O_4 ）に切り替える動きも出ているところ、 Mn_3O_4 の中国国内での価格が令和 4 年 4 月頃から EMD とほぼ同水準の価格まで急落しており、この流れが加速すると、中国での EMD 余剰生産能力が更に拡大し、本邦市場へのダンピング輸出が再開される可能性が高いと考えられる¹⁷⁵旨の回答があった。

- (142) 以上を踏まえると、本邦の国内需要は中国の余剰生産能力の約【5-10】%に相当する規模に過ぎず、中国の供給者は、既に日本市場を全て中国品で占拠するだけの余剰生産能力を有していることから、課税期間満了後に稼働率を上げて本邦向け輸出を容易に再開することが可能な状況であり、したがって、中国の供給者は、課税期間満了後に当該余剰生産能力を解消するべく、本邦向け輸出を再開するおそれがあると考えるのが妥当であり、上記「**2-2-4 供給者の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在**」及び「**2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」のとおり、当該中国供給者の余剰生産能力を全て吸収できる市場は中国国内においても海外市場においても存在せず、また、課税期間満了後に調査対象貨物の輸入、購入及び販売の再開の可能性を回答する輸入者や、調査対象貨物の流入を予想している産業上の使用者が現に存在することから、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、調査対象貨物が本邦へ輸出される可能性は極めて高いと認められた。

2-2-7 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が再発するおそれの結論

- (143) 以上のとおり、財務省貿易統計によると、調査対象期間における調査対象貨物の輸入量は OMT であり、調査対象期間において調査対象貨物の本邦への輸入は停止したと認められた一方で、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。

そして、中国の供給者は相当程度の余剰生産能力を有しており、更に、将来の生産能力の拡大も見込まれる状況にある。一方、中国国内における EMD 需要の大幅な拡大は見込まれていないことが認められていることから、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在しない。

さらに、全世界においても、アジア市場等ではその余剰生産能力を全て吸収できるほどの需要はなく、中国産 EMD は、米国において既に不当廉売関税が課税されていることに加え、欧州においても暫定的な不当廉売関税の課税が開始されたことから、中国の供給者はその他の海外市場において、その余剰生産能力の吸収先を探さざるを得ない状況である。

他方、本邦の国内需要は、基本的には従前の水準が維持される中、令和 4 年における本邦の需要量は、同期間における中国の余剰生産能力の約【5-10】%に相当する規模に過ぎず、中国の供給者は、既に日本市場を全て中国品で占拠するだけの余剰生産能力を有していることから、課税期間満了後に稼働率を上げて本邦向け輸出を容易に再開することが可能な状況

¹⁷⁵ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (1) (ウ)

であり、したがって、中国の供給者は、課税期間満了後に当該余剰生産能力を解消するべく本邦向け輸出を再開するおそれがあると考えるのが妥当である。また、課税期間満了後に調査対象貨物の輸入、購入及び販売の再開の可能性を回答する輸入者や、調査対象貨物の流入を予想している産業上の使用者が現に存在することから、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、調査対象貨物が本邦へ輸出される可能性は極めて高いと認められた。

- (144) したがって、中国の供給者が生産する EMD については、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと認められる。

3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (145) 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」のとおり、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に再発するおそれが認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

- (146) 協定 11.3 に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定については、協定 3 の規定を参照することとした。協定 3 において、損害の決定は、実証的な証拠に基づき、
(ア) ダumping¹⁷⁶輸入の量及びダumping輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに
(イ) ダumping輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響
の双方についての客観的な検討に基づいて行うこととされている。

そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の製品であることを確認するため、まず、前回までの延長調査において共通性を確認した物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性並びに貿易統計上の分類について、調査対象期間中の変更・変化の有無、及び内容について検討した。

3-1-1 物理的及び化学的特性

- (147) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物の物理的特性は、粉末状、数センチメートルの板状又は数ミリメートルから数センチメートルの大きさの塊状の灰黒色の物質であり、本邦において生産された EMD も全て同様の形状を有していたことを確認した。当該輸入貨物の化学的特性は、二酸化マンガン (MnO_2) の含有率が 91%以上となるよう純度が高められていることを確認し、本邦産同種の貨物も全て同様の化学的特性を有していたことを確認した¹⁷⁷。
- (148) 以上のとおり共通性を確認した物理的及び化学的特性について、本調査において、本邦生産者から、高性能アルカリ乾電池用途として、低 BET（比表面積）（【BET（比表面積）】 m^2/g ）かつ高アルカリ電位（約【アルカリ電位】 mV ）の型番製品の開発を行った旨の回答があったが¹⁷⁸、これまでの EMD 製品と比べ、基本的な特性や用途に大きな変化はないことも確

¹⁷⁶ 協定 2.1

¹⁷⁷ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-1

¹⁷⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-4）

認した¹⁷⁹。当該製品の上記比表面積及びアルカリ電位は、既存の製品から性能が上昇したことを示すにとどまるものといえ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。また、当該輸入貨物に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁸⁰。

3-1-2 製造工程

(149) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、原材料となる二酸化マンガン (MnO_2) の鉱石、炭酸マンガン (MnCO_3) の鉱石又は鉱粉を【所要の加工工程】した後、電解工程（電気分解を行うための電解槽や電解溝などに極板を挿入し、その極板に電気分解されたマンガン加工物を付着させ、剥離する）を経て洗浄し、粗砕し、【その他所要の加工工程】し製造されていたことを確認した。また、水素イオン指数 (pH)、不純物除去及び粒子の細かさ等が顧客からの仕様等に係る要求に応じて調整された当該輸入貨物もあったことを確認した。【加工工程の内容】とする場合もあったことを確認した。本邦産同種の貨物も、概ね上記と同じ工程で製造されており、pH の調整を行わない EMD、電解工程の後に焼成工程を経る EMD もあったことを確認するとともに、顧客からの仕様等に係る要求に応じて pH、不純物除去及び粒子の細かさ等が調整されたものがあったことを確認した。以上のとおり、前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた¹⁸¹。

(150) 以上のとおり当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程については、共通性が確認されており、加えて、本邦生産者から調査対象期間中における本邦産同種の貨物の製造工程の変化は「無」との回答があった¹⁸²。また、当該輸入貨物の製造工程に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁸³。

3-1-3 流通経路

(151) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物の本邦における流通経路は、生産者が販売代理店等を介して最終ユーザーに販売する場合と、生産者が直接最終ユーザーに販売する場合に大別できること、本邦産同種の貨物も、最終ユーザーへ販売代理店等を介して販売する場合と直接販売する場合に大別できることを確認した¹⁸⁴。

(152) 以上のとおり共通性を確認した流通経路について、本調査において、本邦生産者から本

¹⁷⁹ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (1) (イ)

¹⁸⁰ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 A-5-3）

¹⁸¹ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-2

¹⁸² 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-7-1）

¹⁸³ 申請書（2-3(2)）

¹⁸⁴ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-3

邦産同種の貨物の調査対象期間中における流通経路の変化は「無」との回答があった¹⁸⁵。また、当該輸入貨物の流通経路に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁸⁶。

3-1-4 価格の決定方法

(153) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、EMD のグレードに応じた価格で取引が行われていたことを確認した。また、本邦産同種の貨物についても、アルカリ一次電池の原料となる EMD、リチウム一次電池の原料となる EMD、フェライトの原料となる EMD 及びそれら以外の用途で使用される EMD のそれぞれに応じた価格で取引が行われていたことを確認した¹⁸⁷。

(154) 本調査においても、本邦産同種の貨物に関し、EMD のグレードに応じた価格で取引が行われていたことを確認した¹⁸⁸。当該輸入貨物の価格の決定方法に関し、輸入者 1 者¹⁸⁹から、【決定方法】との回答¹⁹⁰及び【決定方法説明】との回答があり¹⁹¹、また、産業上の使用者 1 者¹⁹²から、【決定方法】との回答があったが¹⁹³、EMD のグレードに応じた価格での取引を行わなくなったとの回答はなく、上記(153)のとおり共通性を確認した価格の決定方法について、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

3-1-5 用途

(155) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物のうち約 99.4%が、本邦産同種の貨物のうち約 96.5%が一次電池の製造原料として使用されており、これらの貨物の用途は共通していたことを確認した。また、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、一次電池の製造原料の他にリチウム二次電池の製造原料に使用されていたことを確認した。本邦産同種の貨物は、これらの用途に加えて、フェライト、医薬品、触媒の製造原料に使用されていたことを確認した¹⁹⁴。

なお、前回延長調査までの検証において、本邦において、乾電池メーカーによるマンガン一次電池の製造は行われなくなったものの、本邦で使用されるマンガングレードの EMD に

¹⁸⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-10-1）

¹⁸⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書（FDK、東洋紡、マクセル）（調査項目 A-3-1）

¹⁸⁷ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-4

¹⁸⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、本邦生産者現地調査結果報告書 3.（2）（ア）

¹⁸⁹ 蝶理

¹⁹⁰ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（様式 C-5）

¹⁹¹ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 C-2）

¹⁹² FDK

¹⁹³ 産業上の使用者当初質問状回答書（FDK）（調査項目 C-1）

¹⁹⁴ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-5

は、上記で挙げられるような乾電池の製造原料以外の用途として継続して使用されていたことを確認した¹⁹⁵。

- (156) 以上のとおり共通性を確認した用途について、本調査において、上記(148)のとおりに、本邦生産者から、高性能アルカリ乾電池の製造原料の用途として、低 BET（比表面積）かつ高アルカリ電位の型番製品の開発を行った旨の回答があったが、この用途も一次電池の製造原料としての用途であり、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁹⁶。

3-1-6 代替性

- (157) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物と代替性があったことを確認した¹⁹⁷。

- (158) 以上のとおり確認した当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性について、本調査において回答が得られた 6 者¹⁹⁸のうち【回答者数】者¹⁹⁹が代替可能性に変化があったかについて「無」と回答しており²⁰⁰、代替可能性の変化が「有」と回答した者²⁰¹も、「汎用電池用途のみならず高性能電池用途についても、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の間に代替可能性があることが明らかとなった」と回答しているのであり²⁰²、依然として当該輸入貨物は本邦産同種の貨物と代替性があることを確認でき、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

3-1-7 貿易統計上の分類

- (159) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、輸入統計品目番号 2820.10-000（二酸化マンガン）に分類され、本邦産同種の貨物も全て同じ輸入統計品目番号（二酸化マンガン）に分類されるものと同一であることを確認した²⁰³。

- (160) 以上のとおり共通性を確認した貿易統計上の分類について、本調査において、変更・変

¹⁹⁵ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-5

¹⁹⁶ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 A-5-3）、産業上の使用者当初質問状回答書（FDK、東洋紡、マクセル）（調査項目 B-4-1、様式 B-3）

¹⁹⁷ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-6

¹⁹⁸ 東ソーグループ、蝶理、【産業上の使用者】

¹⁹⁹ 蝶理、【産業上の使用者】

²⁰⁰ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 E-1-2）、産業上の使用者当初質問状回答書（【産業上の使用者】（調査項目 D-1-2）

²⁰¹ 【回答者】

²⁰² 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-1-2、E-1-3）

²⁰³ 前回延長調査結果報告書 3-1-1-7

化は認められなかった²⁰⁴。

3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

(161) 上記のとおり、前回延長調査までの検証において共通性を確認した本邦産同種の貨物は、本調査においても、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類は共通しており、高い代替性を有していることが認められ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。以上により、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

3-2 本邦の産業

(162) 前回延長調査までの検証において、本邦において EMD を生産しているのは、東ソー日向の 1 者であることを確認した。また、東ソーは、EMD を生産していないが、東ソー日向の株式を 100%所有しており、東ソー日向が生産する EMD の生産管理を行うとともに、東ソー日向が生産した EMD を販売していたことを確認し、東ソーが東ソー日向を実質的に支配しているとして、当該 2 者を企業集団とみなし、本邦の生産者とした²⁰⁵。

(163) 本延長調査においても、本邦における上記の生産状況及び支配関係に変更・変化は認められなかった²⁰⁶。

(164) さらに、東ソーグループについて、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係²⁰⁷を確認したところ、本延長調査においても特段の関係はなかった²⁰⁸。また、本件課税期間の延長申請の日の 6 月前の日以後当該申請の日の前日まで（令和 4 年 7 月 23 日～令和 5 年 1 月 22 日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、東ソーグループが当該輸入貨物を輸入した事実はなかった²⁰⁹ことから、本邦の生産者に該当すると判断²¹⁰した。

(165) 東ソーグループの 2022 年 1 月～2022 年 12 月における生産量は「表 20 本邦の産業の状況（2022 年 1 月～2022 年 12 月）」のとおり、【数値】 MT であり、当該 1 グループが本邦で生産する EMD が、本邦における EMD の総生産高に占める割合は 100%であった。した

²⁰⁴ 申請書（2-2）

²⁰⁵ 前回延長調査結果報告書 3-1-2

²⁰⁶ 申請書（1）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-1-4、様式 A-3-2、添付資料 A-3-1 第 1 部）

²⁰⁷ 政令第 4 条第 2 項第 1 号から 4 号

²⁰⁸ 本邦生産者確認票（IV.1.(1)、(2)）

²⁰⁹ 本邦生産者確認票（IV.1.(2)）

²¹⁰ 政令第 4 条第 2 項

がって、本邦の産業は、東ソーグループの 1 グループとした²¹¹。

表 20 本邦の産業の状況（2022 年 1 月～2022 年 12 月）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無
	生産高 (MT)	占拠率 (%)	
東ソーグループ	【数値】	100	無
合計	【数値】	100	

（出所）本邦生産者確認票Ⅳ.1.(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(166) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表 21 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、現行の不当廉売関税に係る措置の下、平成 29 年度は 329MT、平成 30 年度は 65MT、令和元年度及び令和 2 年度は 25MT、令和 3 年度は 1MT と減少し続け、2022 年 1 月～2022 年 12 月は輸入が停止した。総輸入量に占める当該輸入貨物の割合は、平成 29 年度の 26.3%をピークに減少を続け、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて 0.1%まで減少した後、2022 年 1 月～2022 年 12 月は輸入が停止したため、0.0%となった。

表 21 当該輸入貨物の輸入量

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
当該輸入貨物の輸入量	輸入量 (MT)	329	65	25	25	1	0
	対総輸入量	26.3%	4.1%	2.0%	4.3%	0.1%	0.0%
第三国からの輸入量	輸入量 (MT)	921	1,500	1,200	560	780	880
	対総輸入量	73.7%	95.9%	98.0%	95.7%	99.9%	100.0%
総輸入量 (MT)		1,249	1,565	1,225	585	781	880

（出所）調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

（注 1）第三国からの輸入量は、総輸入量から当該輸入貨物の輸入量を除いたもの。

（注 2）輸入量は小数点以下を四捨五入しているため、当該輸入貨物の輸入量と第三国からの輸入量の合計値が総輸入量と一致しない場合がある。

(167) 当該輸入貨物の輸入量が激減し、停止する中、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 22 本

²¹¹ 協定 4.1、政令第 4 条第 1 項、ガイドライン 4. (1)

邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 29 年度から平成 30 年度にかけては同水準で推移したが、平成 30 年度から令和元年度にかけて、対前年度比で 13 ポイント減少した。これは、本邦生産者の末端顧客が製造するリチウムイオン電池の発火事故や、顧客の生産・販売停止等により、LMO 用途の需要が減少したこと、国内外のアルカリ乾電池製造者の販売不振の影響によることを確認した²¹²。令和 2 年度は、LMO 需要の回復、及び新型コロナウイルス感染拡大による巣ごもり需要の発生を受けて乾電池需要が回復したため、対前年度比 8 ポイント増加したことを確認した²¹³。令和 3 年度は、【ユーザーの状況】により、【EMD の用途】の販売数量が対前年度比で 13 ポイント増加し、また、令和 3 年度まで、【リチウム一次電池の用途】等を中心に需要が拡大していた影響により販売が好調であったことを確認した²¹⁴。一方、2022 年 1 月～2022 年 12 月は、国内アルカリ乾電池製造者の工場移転による【国内アルカリ乾電池製造者の稼働状況】の影響²¹⁵により対前年度比で 9 ポイント減少し、調査対象期間全体としては、ほぼ横ばいで推移した。

表 22 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【100】	【87】	【95】	【108】	【99】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

- (168) 当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国産同種の貨物の本邦市場における需要の相対的な変化を見ると、「**表 23 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移**」のとおり、調査対象期間全体を通じて 4 ポイント減少した。需要量の増減は、販売量の増減を反映しており、販売量の増減と概ね同様の推移を示していた。当該輸入貨物の市場占拠率に関しては、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、【数値】%から【数値】%まで減少し、2022 年 1 月～2022 年 12 月は輸入が停止したため、0 となった。当該輸入貨物の市場占拠率に対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、調査対象期間を通じて【数値】%から【数値】%の間で堅調に推移し、調査対象期間全体を通じて【数値】%増加した。第三国産同種の貨物は、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移し、直近の市場占拠率は全体の 1 割にも満たなかった。

表 23 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移

²¹² 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-4-2、様式 B-1、添付資料 C-4-3 第 5 部)

²¹³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

²¹⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(調査項目 G-7)

²¹⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-4-2、様式 B-1、添付資料 C-4-3 第 6 部の 1～第 7 部の 2)

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【19】	【9】	【8】	【0】	【0】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【98】	【99】	【105】	【104】	【103】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【160】	【149】	【67】	【82】	【99】
需要量 (MT)	【100】	【102】	【88】	【91】	【104】	【96】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)、調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

(注 1) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 2) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 第三国産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (総輸入量 (MT) - 当該貨物の輸入量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 5) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

(169) 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と、本邦産同種の貨物の販売価格²¹⁶について、EMD の各品種を区別せず全品種一括(以下「全品種」²¹⁷という。)で比較するとともに、同一品種について比較可能であったリチウム一次用グレードについて比較した。

(170) なお、本調査において回答を得られた輸入者 1 者²¹⁸より、調査対象期間中である平成 29 年度及び令和元年度に当該輸入貨物を輸入したと回答を得ているところであるが、以下のとおり、当該輸入者が調査対象期間中に輸入した当該輸入貨物の数量が総輸入量に占める割合は低かった上、当該輸入者が調査対象期間中に輸入した当該輸入貨物の取引の 1 取引当たりの数量は少ないものであったことを確認したため、回答が得られた輸入者の当該輸入貨物の輸入価格は代表性がないものと判断している。①上記各年度の総輸入量に占める当該輸入者が輸入した当該輸入貨物の輸入量の割合は、平成 29 年度は約【数値】%、令和元年度は約【数値】%²¹⁹と低かった。②当該輸入者は、「本来最適な輸送効率を元に、【数量】の仕入れを取り決めているが、顧客が許容する価格及び数量に限り、【数量】以下の輸入販売も行っている」

²¹⁶ 非関連企業間取引のみを対象とした。

²¹⁷ 全品種とは、アルカリグレード、マンガングレード、リチウム一次用グレード、フェライト用グレード、その他、の調査対象貨物全ての品種を指す。

²¹⁸ 蝶理

²¹⁹ 輸入者当初質問状及び同不備改め版回答書(蝶理)(様式 C-1)、調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

と回答しているところ²²⁰、当該輸入者が調査対象期間中に輸入した当該輸入貨物の 1 取引当たりの数量はいずれも【数量】以下であった。

- (171) 上記(169)の比較の結果、全品種については、「表 24 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種）、工場渡し」のとおり、平成 29 年度は、当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【0-20】%下回っていることが認められた。他方、平成 30 年度以降は当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【50-110】%上回った。また、当該輸入貨物の価格は、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて大きく上昇したが、本邦産同種の貨物の同期間の価格は 2 ポイントの上昇にとどまり、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移した。

表 24 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種）、工場渡し

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
当該輸入貨物（円/kg）	227	481	504	490	458	—
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【102】	【101】	【96】	【98】	【106】
価格比（%）	【60-100】	【150-210】	【150-210】	【150-210】	【150-210】	—

（出所）本邦生産者当初質問状及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 2）当該輸入貨物、本邦産同種の貨物の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。価格比の【 】は、レンジ表記である。

- (172) 当該輸入貨物の輸入状況につき、税関別に分析し、また、輸入価格についても不当廉売関税を加味して検討したところ、「表 25 当該輸入貨物の輸入価格（税関別）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別）、工場渡し」のとおり、神戸税関を通じて輸入されていた比較的単価の高い当該輸入貨物の輸入が継続した一方で、その他の税関を通じて輸入されていた比較的単価の低い当該輸入貨物の輸入が減少・停止し、これにより、当該輸入貨物全体の輸入平均価格は平成 30 年度以降高い水準で推移したものと認められた。神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の価格（全品種）を上回っており、その品種は、単価の高いリチウム一次用グレードと推定され、【産業上の使用者】向けのものであったとうかがわれるところ²²¹、特段これを否定する資料は見当たらなかった。神戸税関以外の税関を通じて輸入された当該輸入貨物に関しては、価格情報が確認

²²⁰ 輸入者当初質問状及び同不備改め版回答書（蝶理）（調査項目 C-5、令和 5 年 5 月 17 日提出「別記 1 質問状回答書の指摘事項について」回答 整理番号 13）

²²¹ 申請書（5-1-2(1)）、別紙（非公開）4-2、4-11、本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 G-1）

できる直近の輸入年度である平成 30 年度は不当廉売関税を加味したとしても本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入されていることを確認した。

(173) 上記(172)のとおり、神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物の品種はリチウム一次用グレードであったと考えられることから、神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の国内販売価格について、リチウム一次用グレードを用いて比較した結果、「表 25 当該輸入貨物の輸入価格（税関別）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別）、工場渡し」のとおり、調査対象期間全体を通じて神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物の価格は本邦産同種の貨物の価格を上回った。上記(172)のとおり、神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物は【産業上の使用者】向けのものであったと考えられるところ、【産業上の使用者】からは、中国産 EMD の購入単価の状況について、【単価についての説明】との回答があった²²²。他方、本邦産同種の貨物のリチウム一次用グレードの各製品は、現地調査において【製品の特徴】であり、【価格に関する説明】²²³、単価の高い特殊品ではないことを確認した。

表 25 当該輸入貨物の輸入価格（税関別）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別）、工場渡し

			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
当該輸入貨物	神戸税関を通じて輸入された貨物（リチウム一次用グレード）	単価（円/kg）	728	710	724	704	658	—
		輸入量割合	18.7%	93.6%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	その他の税関を通じて輸入された貨物（全品種）	単価（円/kg）	238	165	—	—	—	—
		輸入量割合	81.3%	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
本邦産同種の貨物	本邦産同種の貨物（リチウム一次用グレード）	単価（円/kg）	【100】	【98】	【100】	【99】	【100】	【106】
	本邦産同種の貨物（全品種）	単価（円/kg）	【100】	【102】	【101】	【96】	【98】	【106】

（出所）本邦生産者当初質問状及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

（注 1）当該輸入貨物の単価（円/kg）＝財務省貿易統計から算出した輸入単価（円/kg）＋不当廉売関税額（46.5%及び 34.3%の平均値）＋一般関税額（平成 31 年 3 月までは特惠税率が適用されているため除く。）

（注 2）本邦産同種の貨物の単価の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

(174) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入価格は、平成 29 年度において本邦産同種の貨物の国

²²² 産業上の使用者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（【産業上の使用者】）（【回答箇所】）

²²³ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (1) (ア)

内販売価格を下回っており、特に、神戸税関以外の税関を通じて輸入された当該輸入貨物に関しては、価格情報が確認できる直近の輸入年度である平成 30 年度においては不当廉売関税を加味したとしても本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入されていた。当該輸入貨物の輸入価格は、平成 30 年度以降、本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回っていた。このように、当該輸入貨物は、不当廉売関税を加味したとしても本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入されていたり、本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回る価格で輸入されていたりしたことがあった。他方、本邦産同種の貨物の価格は調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移していた。また、神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物については、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の価格を上回っていたが、これは、神戸税関を通じて輸入されていた当該輸入貨物が単価の高いリチウム一次用グレードであり、かつ、輸入されていたそのリチウム一次用グレードは、【価格に関する説明】であったためであったと考えるのが相当である。以上より、上記価格比較からは、当該輸入貨物全体の輸入価格が本邦産同種の貨物の価格に影響を与えていたことはうかがわれなかった。

3－3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(175) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間中、平成 29 年度をピークに減少を続け、2022 年 1 月～2022 年 12 月には輸入が停止した。他方で、本邦産同種の貨物の販売量は、本邦における需要量の増減と概ね同様の推移を示し、調査対象期間全体としては、ほぼ横ばいで推移した。

当該輸入貨物の輸入価格は、平成 29 年度における本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っており、特に、神戸税関以外の税関を通じて輸入された当該輸入貨物に関しては、価格情報が確認できる直近の輸入年度である平成 30 年度は不当廉売関税を加味したとしても本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入されていた。平成 30 年度以降は当該輸入貨物全体の輸入価格が本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回っていた。もっとも、当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 29 年度の時点で【数値】%と低く、そこから令和 2 年度にかけて【数値】%まで減少し、2022 年 1 月～2022 年 12 月には 0 であった。

上記のとおり、当該輸入貨物の輸入量は減少し、最終的には停止する中、本邦産同種の貨物の販売量は調査対象期間全体としてはほぼ横ばいで推移した。当該輸入貨物は、輸入価格に変動はあったものの、その市場占拠率は非常に低く、最終的には 0 となっていたことから、当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が、調査対象期間中、本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼした影響は大きくなかったと判断した。

3－4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(176) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に係る有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若

しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。) について評価^{224,225}した。

3-4-1 生産高（生産量）

(177) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 26 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、調査対象期間中増減を繰り返したが、調査対象期間全体を通じて 4 ポイント増加し、一定程度の改善が見られた。令和元年度に対前年度比で 19 ポイント大幅に減少したのは、上記(167)で述べたとおり、LMO 用途の需要減少や国内外のアルカリ乾電池製造業者の販売不振による販売量急減のため大幅な減産を実施したことが要因であることを確認した。令和 2 年度以降は、LMO 需要の回復及び新型コロナウイルス感染拡大による巣ごもり需要の発生によりアルカリ乾電池の需要が回復したため、令和 2 年度は、対前年度比で 16 ポイント増加、令和 3 年度も、対前年度比で 6 ポイント増加したが、2022 年 1 月～2022 年 12 月は、国内アルカリ乾電池製造者の工場移転による【国内アルカリ乾電池製造者の稼働状況】の影響により、対前年度比で 6 ポイント減少した²²⁶。

表 26 本邦の産業の生産量の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
生産量 (MT)	【100】	【107】	【88】	【104】	【110】	【104】
期首在庫量 (MT)	【100】	【90】	【91】	【76】	【65】	【80】
国内販売量 (MT)	【100】	【100】	【87】	【95】	【108】	【99】
輸出量 (MT)	【100】	【106】	【92】	【112】	【99】	【92】
期末在庫量 (MT)	【100】	【101】	【85】	【72】	【83】	【104】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-2 生産能力・稼働率（操業度）

(178) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、「表 27 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて 4 ポイント増加した。令和元年度は上記(167)で述べたとおり需要減少に伴う減産を実施しているが、調査対象期間全体を通じては【数値の範囲】%で堅調に推移した。

²²⁴ 協定 3.4

²²⁵ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

²²⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

表 27 本邦の産業の稼働率の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
生産量 (MT)	【100】	【107】	【88】	【104】	【110】	【104】
生産能力 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率 (%)	【100】	【107】	【88】	【104】	【110】	【104】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-3 在庫

(179) 本邦の産業の調査対象期間中の各年の期末在庫量は、「表 28 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて減少で推移したが、翌年は増加に転じ、調査対象期間全体を通じて 4 ポイント増加した。令和元年度は、上記(167)で述べたとおり、減産の影響により、対前年度比で 16 ポイント減少した。令和 2 年度は、上記(167)で述べたとおり、新型コロナウイルス感染拡大による巣ごもり需要の発生を受けて乾電池需要が回復し、国内販売量が増加したため、対前年度比で 13 ポイント減少した。令和 3 年度は、コロナ渦の影響でアルカリ乾電池の需要が伸び、国内向け出荷は LMO、乾電池の両用途とも堅調であったが、輸出向けの EMD 在庫が増加したため、期末在庫が対前年度比で 11 ポイント増加した²²⁷。2022 年 1 月～2022 年 12 月は、上記(167)で述べたとおり、国内需要の低迷により、国内販売量が減少したため、対前年度比 21 ポイント増加した。在庫率は、平成 30 年度、及び令和元年度を除き、在庫量の増減と同様の推移を示した。平成 30 年度における在庫率の減少要因は、生産量の増加幅が在庫量の増加幅を上回ったことによることを確認した。令和元年度における在庫率の増加要因は、生産量の減少幅が在庫量の減少幅を上回ったことによることを確認した。

表 28 本邦の産業の在庫の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
在庫量 (MT)	【100】	【101】	【85】	【72】	【83】	【104】
在庫率 (%)	【100】	【94】	【97】	【70】	【75】	【100】
生産量 (MT)	【100】	【107】	【88】	【104】	【110】	【104】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (添付資料 G-7-①)

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦産同種の貨物の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT)

²²⁷ 本邦生産者追加質問状回答書 (調査項目 G-7)、本邦生産者現地調査結果報告書 3. (4) (イ)

×100

(注 2) 各欄の【 】は平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-4 販売及び市場占拠率

(180) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 29 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じてほぼ横ばいであった。令和元年度は対前年度比 13 ポイント減少したが、これは、上記(167)で述べたとおり、国内需要量の減少の影響によるもので、翌年度以降は需要回復に伴い販売量も回復している。2022 年 1 月～2022 年 12 月は、国内需要の減少により、対前年度比で 9 ポイント減少した。

本邦産同種の貨物の市場占拠率は、調査対象期間中【数値】%から【数値】%で推移し、調査対象期間全体を通じて【数値】%増加した。平成 29 年度から令和元年度にかけてほぼ横ばいで推移した後、令和 2 年度は、国内販売量の増加を受けて、対前年度比で【数値】%増加し、以降は、ほぼ横ばいで堅調に推移した。

表 29 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
国内販売量 (MT)	【100】	【100】	【87】	【95】	【108】	【99】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率 (%)	【100】	【98】	【99】	【105】	【104】	【103】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)、調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-5 利潤

(181) 本邦の産業の売上高は、「表 30 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、調査対象期間中増減を繰り返したが、堅調に推移し、調査対象期間全体を通じて 5 ポイント増加した。平成 30 年度は、国内販売量は対前年度比でほぼ横ばいであったものの、下記「3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因」で後述するとおり、国内販売価格の引き上げを反映した結果、対前年度比で 2 ポイント増加した。令和元年度は上記(167)で述べたとおり、主に国内販売量が減少した結果、対前年度比で 14 ポイント減少した。令和 2 年度は、国内販売価格が前年度に引き続き下落する一方で、国内販売量の増加をより反映した結果、対前年度比で 4 ポイン

ト増加し、令和 3 年度は前年度に引き続き国内販売量が増加したことと、国内販売価格上昇の結果、対前年度比 13 ポイント増加した。2022 年 1 月～2022 年 12 月は、前年度に引き続き国内販売価格が上昇した一方、国内販売量が対前年度比で減少した結果、対前年度比で横ばいとなった²²⁸。

売上総利益については、平成 30 年度を除き売上高の増減と同じ増減推移を示していた。平成 30 年度に対前年度比で 12 ポイント減少したのは、売上原価率の悪化が要因であることを確認した。令和元年度は前年度に引き続き減少したが、これは、前述のとおり売上高減少によることに加え、下記の「**3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因**」で述べるとおり、燃料油価格上昇に伴い製造原価が上昇したにもかかわらず、国内販売単価が前年度と同水準にとどまったため、原価率が悪化していることが要因であることを確認した。令和 2 年度、令和 3 年度の増加は、前述のとおり売上高増加による影響であることを確認した。2022 年 1 月～2022 年 12 月に対前年度比 3 ポイント減少したのは、売上高減少に加え、原材料の二酸化マンガン鉱石及び燃料油等の価格上昇に伴う製造原価の上昇によることを確認した。

(182) 営業利益については、売上総利益と同様の増減傾向を示していた。売上高営業利益率については、調査対象期間全体を通じて、令和元年度を除き、【数値】%から【数値】%で堅調に推移していた。

表 30 本邦の産業の利潤の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
売上高 (百万円)	【100】	【102】	【88】	【92】	【105】	【105】
売上総利益 (百万円)	【100】	【88】	【64】	【92】	【112】	【109】
営業利益 (百万円)	【100】	【75】	【38】	【89】	【128】	【124】
売上高総利益率	【100】	【87】	【73】	【100】	【107】	【104】
売上高営業利益率	【100】	【74】	【44】	【97】	【121】	【118】
売上原価率	【100】	【105】	【110】	【100】	【98】	【99】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-2-2)

(注 1) 売上高 (百万円) = 国内販売額

(注 2) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-6 投資及び投資収益

(183) 本邦の産業の設備投資額は、「表 31 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、令和元年度及び令和 3 年度を除き、【設備投資額】百万円で、一定水準で推移していた。これらは【投資目的・内容】等、製造コスト削減や老朽化した設備の更新を目的とした設備投資であ

²²⁸ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 F-2-3-3、様式 F-2-2)

り、事業継続のために必要な投資であったことを確認した²²⁹。令和元年度及び令和 3 年度は対前年度比で大幅に少ない金額となっているが、令和元年度及び令和 3 年度の設備投資額が通常のものであり、平成 29 年度は、【設備投資の内容】、平成 30 年度は、【設備投資の内容】、令和 2 年度は、【設備投資の内容】、2022 年 1 月～2022 年 12 月は、【設備投資の内容】及び【設備投資の内容】、それぞれ設備投資に係る特別な事情があったため、令和元年度及び令和 3 年度以外の各期間は、通常より設備投資額が増加していたことを確認した²³⁰。

表 31 本邦の産業の設備投資額の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
設備投資額（百万円）	【100】	【93】	【48】	【105】	【54】	【94】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-1）

（注）各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

(184) 本邦の産業の投資収益率は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した。「表 32 本邦の産業の設備投資収益率の推移」に示したとおり、帳簿価額、及び取得原価のいずれも令和元年度に向けて減少で推移したが、その後、令和 3 年度にかけて上昇し、2022 年 1 月～2022 年 12 月は対前年度比で微減した。調査対象期間全体を通じて、営業利益の増減推移が反映された結果となった²³¹。

表 32 本邦の産業の設備投資収益率の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【0-50】%	【0-50】%	【0-50】%	【0-50】%	【0-50】%	【0-50】%
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【0-10】%	【0-10】%	【0-10】%	【0-10】%	【0-10】%	【0-10】%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-2-2、F-4-2）

（注）各欄の【 】は、投資収益率をレンジで表記したものである。また、本指標は営業利益を設備投資評価額で除して算出。

3-4-7 資金流入（キャッシュフロー）

(185) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、「表 33 本邦

²²⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-1）、本邦生産者現地調査結果報告書 3. (3) (ウ)

²³⁰ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (3) (ウ)、(エ)

²³¹ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-4-3）

の産業の営業キャッシュフローの推移」のとおり、調査対象期間中で大幅な増減を繰り返し、調査対象期間全体を通じて 9 ポイントの減少となったが、上記「3-4-6 投資及び投資収益」で述べたとおり、事業継続のための設備投資を行っている中において、営業活動によるキャッシュフローが期間を通じてプラスであり、健全な状態で推移している。平成 30 年度は対前年度比で 39 ポイント減少した。これは、対前年度比で営業利益が悪化したこと及び売上債権の増加や仕入債務その他の負債等の減少が要因であることを確認した。令和元年度は、「表 30 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、対前年度比で営業利益が悪化した。売上債権の回収が進み売上債権が減少したことにより、対前年度比で 37 ポイント増加した。令和 2 年度は、【キャッシュフローの推移に関する説明】、対前年度比 311 ポイント大幅に増加した。令和 3 年度は、売上債権の増加や仕入債務及びその他負債の減少により、営業キャッシュフローを押し下げた。2022 年 1 月～2022 年 12 月は、仕入債務その他の負債等の減少以上に売上債権の回収が進み、対前年度比で 23 ポイント増加した²³²。

表 33 本邦の産業の営業キャッシュフローの推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
営業活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【61】	【98】	【409】	【68】	【91】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-3-2)

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-8 資本調達能力

(186) 本邦の産業の電解二酸化マンガン事業に関する資本調達能力について、本邦の同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資本調達能力への顕著な影響は認められなかった²³³。

3-4-9 雇用

(187) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 34 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて減少傾向にあったことを確認した。平成 29 年度から令和元年度にかけて 13 ポイントと大きく減少しているが、これは、平成 29 年度及び平成 30 年度に、【従業員数の変動要因】した影響であったことを確認した²³⁴。

なお、本邦生産者に対し、不当廉売関税の課税措置による雇用及び賃金への影響の有無を確認したところ、本邦生産者は、課税措置による雇用及び賃金への影響は有り、不当廉売関税の課税措置により本邦産同種の貨物について一定の販売量、販売価格及び生産量を維持でき、営業利益を確保できた結果、雇用及び一人当たりの賃金については、一定の水準で推移し

²³² 申請書 5-2-3(1)オ、本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-3-2、F-3-4)

²³³ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 F-8)

²³⁴ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 B-6-1)

ていた²³⁵。

表 34 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
平均雇用人数 (人)	【100】	【93】	【87】	【86】	【84】	【83】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-10 賃金

(188) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) は、「表 35 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移」のとおり、調査対象期間中増減を繰り返したが、ほぼ一定水準で推移した。

(189) なお、不当廉売関税の課税措置による雇用及び賃金への影響を確認したところ、「3-4-9 雇用」で述べたとおり、不当廉売関税の課税措置により一定の水準で推移していた²³⁶。

表 35 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
一人当たり平均賃金 (千円)	【100】	【101】	【102】	【100】	【98】	【104】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-11 生産性

(190) 本邦の産業の生産性は、「表 36 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性については、調査対象期間中増減を繰り返し、調査対象期間全体を通じて 25 ポイント上昇した。上記「3-4-9 雇用」のとおり、平均雇用人数は減少傾向で推移していたのであり、物的生産性は、「3-4-1 生産高 (生産量)」で述べた生産量の増減をより反映していることを確認した。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3-4-5 利潤」で述べた売上高の増減を反映しており、調査対象期間全体を通じて 26 ポイント上昇した。

²³⁵ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 B-7-1、B-7-2)

²³⁶ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 B-7-2)

以上のとおり、生産性については、一定程度の改善が見られた。

表 36 本邦の産業の生産性の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
物的生産性 (MT/人)	【100】	【115】	【100】	【121】	【132】	【125】
価値生産性 (千円/人)	【100】	【109】	【100】	【107】	【126】	【126】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)

(注 1) 物的生産性 (MT/人) = 総生産量 (MT) / 平均雇用人数 (人)

(注 2) 価値生産性 (千円/人) = 国内販売額 / 平均雇用人数 (人)

(注 3) 平均雇用人数は、「表 34 本邦の産業の平均雇用人数の推移」の数値を使用した。

(注 4) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

3-4-12 成長

(191) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、「表 37 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、平成 30 年度を除き、減少傾向で推移した。研究開発の内容としては、【研究目的】等の検討を行う目的で行われており、事業を継続するために必要な研究であることを確認した²³⁷。平成 30 年度に対前年度比で 7 ポイント増加したのは、【開発目標】、EMD の【製造技術】の効果を再検討し、【開発内容】に着手したため、事業を継続するために必要な研究であることを確認した²³⁸。令和 2 年度は対前年度比で 35 ポイント減少しているが、令和 2 年度以降は開発テーマの端境期に当たったため開発費用が減少したことを確認した²³⁹。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては、上記「3-4-6 投資及び投資収益」で分析したとおり、事業継続のためのものであることを確認した。

表 37 本邦の産業の研究開発費の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
研究開発費 (百万円)	【100】	【107】	【80】	【45】	【37】	【12】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-5)

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

²³⁷ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 F-5-2、様式 F-5)、本邦生産者現地調査結果報告書 3. (3) (オ)

²³⁸ 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-5)、本邦生産者現地調査結果報告書 3. (3) (オ)

²³⁹ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (3) (カ)

3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因

(192) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

(193) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 38 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格」のとおりであった。

製造原価の【数値】%から【数値】%を占める原材料費は、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて 21 ポイント減少した後、2022 年 1 月～2022 年 12 月は対前年度比 11 ポイント増加し、調査対象期間全体では 10 ポイントの減少となった。これは原材料の【数値】割を占める二酸化マンガング石の価格推移を概ね反映していた。労務費は僅かな増減があったが調査対象期間中大きな変動はなかった。

また、製造原価の【数値】%から【数値】%を占める経費は令和元年度まで 18 ポイント増加し、令和 2 年度に減少に転じたが、その後、増加し続け、調査対象期間全体を通じて 15 ポイント増加した。これは、経費の約【数値】%から【数値】%を占める電力及び燃料費の価格推移を反映していた。製造原価は経費の増減を反映し、令和元年度にかけて 7 ポイント増加し、令和 2 年度は対前年度比で 24 ポイント減少したが、その後増加し続け、調査対象期間全体では 3 ポイントの増加となった。

国内販売価格は、平成 30 年度は、電力及び燃料費の価格及び二酸化マンガング石価格の上昇を国内販売価格に転嫁したため対前年度比で 2 ポイント増加し、令和元年度及び令和 2 年度は、電力及び燃料費の価格の下落を受けて、対前年度比で減少した。令和 3 年度は、電力及び燃料費の価格及び二酸化マンガング石価格の上昇のため、対前年度比で 2 ポイントの増加となった。2022 年 1 月～2022 年 12 月も、電力及び燃料費の価格の上昇及び二酸化マンガング石の価格上昇により、対前年度比で 8 ポイントの増加となった。

製造原価率の推移を見ると、平成 29 年度から令和元年度にかけて販売量の減少がある中で製造原価率は【60-95】%から【60-95】%に悪化し、その後、令和 2 年度は【60-95】%と改善したものの、令和 3 年度は【60-95】%、2022 年 1 月～2022 年 12 月は【60-95】%と悪化している。また、直近、電力及び燃料費の価格の上昇により製造原価が上昇している中、「表 38 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格」のとおり、本邦生産者は、製造原価の上昇分を十分に国内販売価格に転嫁できていないことを確認した。本邦生産者からは、「2022 年はウクライナ危機の影響によりマンガング石価格が短期間に高騰することがあり、それに伴い、本邦産同種の貨物の製造原価も増加した。この増加は、短期間の急激な上昇であったため、現在でも、コスト上昇分を完全に本邦産同種の貨物の販売価格へ転嫁できてはいない」との回答²⁴⁰があった。さらに、上記(166)のとおり、当該輸入貨物の輸入量は調査対象期間中、減少し続けていたが、令和 3 年度時点においても、中国品の価格を引き合いに

²⁴⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1）

本邦産同種の貨物の国内販売価格の引下げを求められることがあったことも確認した²⁴¹。

表 38 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
製造原価合計 (円/kg)	【100】	【100】	【107】	【83】	【89】	【103】
原材料費 (円/kg)	【100】	【100】	【95】	【83】	【79】	【90】
労務費 (円/kg)	【100】	【84】	【102】	【74】	【77】	【87】
経費 (円/kg)	【100】	【103】	【118】	【84】	【99】	【115】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【102】	【101】	【96】	【98】	【106】
製造原価率 (%)	【60-95】	【60-95】	【60-95】	【60-95】	【60-95】	【60-95】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)、本邦生産者当初質問状回答書(F-2-2、F-2-4)

(注 1) 単位当たりの製造原価(円/kg)＝国内向け製造原価(円)／国内向け生産量(kg)

(注 2) 単位当たりの労務費(円/kg)＝労務費(円)／国内向け生産量(kg)

(注 3) 単位当たりの経費(円/kg)＝経費(円)／国内向け生産量(kg)

(注 4) 製造原価率＝製造原価(円/kg)／国内販売価格(円/kg)

(注 5) 各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。ただし、製造原価率の【 】は、レンジ表記である。

(注 6) 国内販売価格：本邦生産者国内販売価格 工場渡し

3-4-14 不当廉売価格差の大きさ

(194) 「2-1-6-2 不当廉売差額率(正常価格と第三国向け輸出価格との差額)」に記載のとおり、不当廉売差額率は、39.26%であったが、不当廉売関税の課税賦課の下、「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入量は激減し、2022 年 1 月～2022 年 12 月は輸入が停止していたため、同期間において不当廉売差額率が上記のとおりであったことによって本邦の産業が受けた影響はなかったと判断した。

3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(195) 現行の不当廉売関税賦課の下、当該輸入貨物の輸入量が大幅に減少し、2022 年 1 月～2022 年 12 月は輸入が停止する中、本邦産同種の貨物の市場占拠率は【数値】%から【数値】%の間で堅調に推移した一方、国内販売量は国内需要量の減少により調査対象期間全体を通じてほぼ横ばいで推移した。生産量及び稼働率は一定程度の改善は見られた。本邦の産業の売

²⁴¹ 本邦生産者当初質問状回答書(添付資料 C-3-5 第 2 部)、本邦生産者追加質問状回答書(調査項目 G-6)

上高は、令和元年度を除き全体として堅調に推移していた。売上総利益は、平成 30 年度を除き売上高と同様の増減傾向を示し、調査対象期間を通じて改善した。営業利益は、売上総利益と同様の増減傾向を示しており、改善を示していた。売上高営業利益率は、令和元年度を除き、【数値】%から【数値】%の間で堅調に推移していた。営業活動によるキャッシュフローについては、調査対象期間中大幅な増減を繰り返したが、調査対象期間を通じてプラスであり、健全な状態で推移していた。設備投資については、主に製造コストの削減や老朽化した設備の更新を目的とした設備投資であり、事業を継続するために必要な投資が行われていた。

(196) 物的生産性は、生産量とほぼ同様の増減傾向を示し、調査対象期間全体を通じて増加し、価値生産性については、売上高の変動を反映しつつ増加し、一定程度の改善を示した。投資収益率については、営業利益の増減推移を反映して増加した。

(197) かかる状況を踏まえれば、損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る課税措置により改善が見られたといえることができる。一方で、調査対象期間中、中国産の価格を引き合いに本邦産同種の貨物の国内販売価格の引き下げを求められることがあり、直近では、電力及び燃料費の価格の上昇による製造原価上昇を一定程度しか国内販売価格に転嫁することができていないことを確認した。

3－5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれ

(198) 「**3－3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論**」のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間中、平成 29 年度をピークに減少を続け、令和 4 年には輸入が停止した。そのため、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれについて検討を行った。

3－5－1 将来における当該輸入貨物の輸入価格

(199) 「**2－2－7 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が再発するおそれの結論**」のとおり、当該輸入貨物については、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、輸入が再発するおそれがあるものと認められる。当該輸入貨物の輸入が再発した場合において、本邦の産業にどのような影響を与える可能性があるのかを検討するため、将来における当該輸入貨物の輸入価格について検討を行った。

3－5－1－1 中国から第三国への輸出価格

(200) 上記(166) のとおり、調査対象期間において当該輸入貨物の輸入は事実上停止している

ことから、将来における当該輸入貨物に係る輸入価格の動向を分析するため、中国から第三国への輸出価格について調査を行った。その結果、調査対象期間における中国から第三国への輸出価格は、「表 39 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と製造コスト（製造費用）との比較」のとおりであった。なお、中国から第三国への輸出価格については、供給者からの回答が得られなかったため、中国税関輸出貿易統計から得られた情報を基に算出し、また、中国税関輸出貿易統計からは品種別の情報を得ることはできなかったため、EMD の各品種を区別せず全品種で検討することとした。

表 39 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と製造コスト（製造費用）との比較

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
中国から第三国への輸出価格 (円/kg)	【100-200】	【100-200】	【100-200】	【100-200】	【200-300】	【300-400】
本邦産同種の貨物の価格 (円/kg)	【200-400】	【200-400】	【200-400】	【200-400】	【200-400】	【200-400】
製造原価合計 (円/kg)	【100】	【100】	【107】	【83】	【89】	【103】

(出所) 本邦生産者当初質問状及び不備改め版回答書（様式 C-1）、本邦生産者当初質問状回答書（F-2-2）、調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

(注 1) 中国から第三国への輸出価格については、中国税関輸出貿易統計における二酸化マンガン¹⁾の輸出金額（元）に、各年度の平均レート²⁾を乗算（2022 年 1 月～12 月は、同期間の平均レートを乗算）し、円建ての輸出金額を算出後、円建ての輸出単価を算出し、この円建ての輸出単価に、申請書別紙（非公開）12-3、12-4 における、中国から日本への海上輸送費及び保険料を加算して算出した。ただし、第三国のうち中国へ不当廉売関税を賦課している米国、日本を除く。また、本邦産同種の貨物の価格と共に【 】は、レンジ表記である。

(注 2) 製造原価合計各欄の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。

(201) 「表 39 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と製造コスト（製造費用）との比較」のとおり、中国から第三国への輸出価格は、平成 29 年度から令和 3 年度まで本邦産同種の貨物の価格を下回る価格で推移していたが、令和 4 年は【数値】円/kg であり、本邦産同種の貨物の価格を【60-90】円/kg 上回っていた。令和 4 年における中国から第三国への輸出価格は、対前年度比で 56%上昇しており、他の年度と比べても大きく異なる価格水準であった。そのため、令和 4 年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因について検討した。

3-5-1-2 令和4年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因

3-5-1-2-1 需給の状況

(202) 「表 19 中国の供給者の EMD 生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量」のとおり、令和3年から令和4年にかけて、中国の供給者の生産能力に変化はなかった一方、中国の供給者の生産量は、【数値】MT から【数値】MT へ、大きく減少した。

(203) 上記(202)の中国の供給者の生産量の減少に関し、中国の供給者の稼働率は、「2-2-2 供給者の余剰生産能力」のとおり、平成29年から令和3年にかけては【60-100】%から【60-100】%で推移していたが、令和4年には【30-70】%と大きく低下し、同年の生産量は前年に比べて43ポイント減少した。一方で、中国から第三国への輸出価格は、前年に比べて大きく上昇した。当該価格上昇について、需要量に応じた供給が行われていたのであれば、大きく変動することはないと思われるところ、上記のとおり大きく上昇していることを踏まえば、令和4年においては、需要量の減少分よりも大きな供給量の減少が生じ、需要に応じた供給がされていない状態となり、価格が上昇したものと考えられる。上記中国の供給者の供給行動については、調査当局が公開情報から入手した中国供給者の年次報告書²⁴²においても裏付けられているものであり、中国内外の EMD 需要が減少する中で、価格を安定させるために生産量を調整したものであったと判断した。

(204) また、中国においては、令和3年9月、20近くの省において計画停電が発生するなど、電力の供給不足が生じた²⁴³。令和4年7月には、広東省の政府当局は、電力の供給を保証し、電力制限を実施しない方針を明確にし、広東省などに電力を供給する中国南方電網は、同月、電力供給を保障し、電力制限は発生させない旨を強調する声明を発表していたところであるが²⁴⁴、「3-1-2 製造工程」のとおり、EMD の生産においては、電解工程が必要になるため、電力の使用が不可欠であるため、この電力の供給不足も生産量の減少に一部影響したことも考えられる。

3-5-1-2-2 電力価格の状況

(205) 中国において、石炭火力発電の電力価格の上限については、ベンチマーク価格に対しプラス10%までとする制限となっていたが、国家发展改革委員会は、電力の供給不足に対応するため、令和3年10月、「石炭火力発電による電力卸売価格の市場化改革をさらに深化させる通知（国家发展改革委关于进一步深化燃煤发电上网电价市场化改革的通知）」を发出し、当該上限をプラス20%までに変更した。これにより、電力の平均取引価格が、中国において EMD

²⁴² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「貴州紅星發展有限公司 2022 年年次報告」

²⁴³ 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 G-3、添付資料 G-3-④）

²⁴⁴ 本邦生産者追加質問状回答書（添付資料 G-3-⑨）

を多く生産する Xiangtan が所在する湖南省を含む多くの省において上昇し、遅くとも令和 4 年 3 月までに、上限の価格にほぼ達した²⁴⁵。

(206) 上記(205)の電力価格の上昇がもたらし得る EMD 価格への影響について、本調査において、中国の供給者からの関連する回答はなかった。したがって、中国の供給者が生産する EMD について、その売上原価に占める電力費用の割合は不明であるところ、本邦生産者の本邦産同種の貨物の売上原価に占める電力費用の割合は【数値】%程度にとどまるところであることが判明している²⁴⁶。これを踏まえれば上記電力価格の上昇が、中国から第三国への輸出価格の上昇に大きく影響を与えたものであるとまでは認めることはできないが、一定程度の影響を与えたものと考えられる。

3-5-1-2-3 令和 4 年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因についての結論

(207) 以上を踏まえると、本調査で得られた資料からすれば、令和 4 年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因は、主として、中国の供給者が、需要の減少に対応し、また、価格を安定させるために生産調整を行い、供給量が減少したところ、実際には需要量は供給量が減少した量とは同程度には減少せず、需要に応じた供給がされていない状態が生じたためであったと認めるのが相当である。

3-5-1-3 想定される当該輸入貨物の輸入価格

3-5-1-3-1 需給の状況

(208) 中国の供給者の令和 5 年第 1 四半期における稼働率は【数値】%にとどまっており²⁴⁷、生産調整が同年に入っても依然として行われていることが認められる²⁴⁸。需要に関しては、中国の EMD の大手メーカーのうちの 1 つである Xiangtan は、同年 7 月に発表した文書において、同年上半期について、EMD 製品の販売数量は、川下の一次電池市場の需要の継続的な縮小により、前年同期比で減少した旨を述べているところであり²⁴⁹、他の中国の EMD メーカーも、同年の上半期の報告書において、川下業界の需要量は強くない旨述べている²⁵⁰。

²⁴⁵ 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 G-3、添付資料 G-3-④）

²⁴⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-2-2）

²⁴⁷ 本邦生産者現地調査提出資料 20

²⁴⁸ 本邦生産者現地調査提出資料 53

²⁴⁹ 本邦生産者追加質問状回答書（添付資料 G-3-③）、本邦生産者現地調査結果報告書 3.（4）（ア）

²⁵⁰ 本邦生産者現地調査提出資料 53

3-5-1-3-2 中国から第三国への輸出価格の状況

(209) 中国から第三国への輸出価格は、令和3年10月頃から大きく上昇し始め、令和4年6月頃にピークを迎えたが、その後は緩やかな下落傾向を示している²⁵¹。

(210) 中国から第三国への輸出価格は、輸出先の国によって差があり、その差も大きく²⁵²、令和4年の本邦産同種の貨物の価格に近似した価格で輸出した国²⁵³もあり、中国の供給者は、輸出先に応じて価格を調整して輸出していることがうかがわれる。

3-5-1-3-3 電力の状況

(211) 上記(204)のとおり、中国においては、令和3年9月、電力の供給不足が生じていたが、広東省などに電力を供給する中国南方電網は、令和4年7月、安定的な経済成長に貢献すべく、電力供給を保障し、電力制限は発生させない旨を強調する声明を発表し、供給を確保する具体的な手段として、電力網の配置の最適化、重点発電所プロジェクトの期限どおりの操業開始などを挙げた²⁵⁴。

(212) 上記(205)のとおり、中国においては電力価格の上昇が生じていたところであり、その平均価格は、令和3年度は【0-3】人民元/kWhであったところ、令和4年1月時点では【0-3】人民元/kWhまで上昇したが、令和5年7月時点では【0-3】人民元/kWhと令和3年度とほぼ同水準の価格となっている²⁵⁵。

3-5-1-3-4 想定される当該輸入貨物の輸入価格についての結論

(213) 「3-5-1-2-3 令和4年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因についての結論」のとおり、令和4年において中国から第三国への輸出価格が上昇した要因は、需要に応じた供給がされていない状態が生じたためであったと認められるところ、上記(208)のとおり、中国の供給者は、令和5年に入っても供給を制限しているが、需要も強くはなく、このような状況下で、上記(209)のとおり、中国から第三国への輸出価格は緩やかに下落していることからすると、需要に応じた価格に調整が進んでいるものといえ、従前の価格水準も考慮すると、この価格の下落傾向は今後も続くものと考えられる。

²⁵¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

²⁵² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

²⁵³ 中国から令和5年1月にベトナム社会主義共和国に輸出された価格。なお、同価格は、中国税関輸出貿易統計を基に算出した輸出単価（円）に申請書別紙（非公開）12-3、12-4における、中国から日本への海上輸送費及び保険料を加算して算出した。

²⁵⁴ 本邦生産者追加質問状回答書（添付資料 G-3-⑨）

²⁵⁵ 本邦生産者現地調査結果報告書 3. (4) (ア)、本邦生産者現地調査提出資料 49

(214) また、上記(210)のとおり、中国の供給者は、輸出先に応じて価格を調整して輸出していることがうかがわれるところ、国によっては、令和 4 年の本邦産同種の貨物の価格に近似した価格で輸出したこともあったのであり、中国の供給者は、低い稼働率の中でも当該価格で EMD を輸出することができる状況にあるといえる。「表 19 中国の供給者の EMD 生産能力・生産量・余剰生産能力・稼働率・国内需要量」のとおり、中国の供給者の平成 29 年から令和 3 年までの稼働率は【60-100】%から【60-100】%の間で推移しており、この間の中国から第三国への輸出価格は、「表 39 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と製造コスト（製造費用）との比較」のとおり、【数値】円から【数値】円の間で推移しており、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っていた。

(215) 「3-5-1-3-3 電力の状況」のとおり、中国において、電力の供給について、電力会社が供給を保障する旨の声明を発表し、電力価格は令和 3 年度とほぼ同水準の価格となっており、電力の状況が中国の供給者の生産を抑制する要因には現状はなっていないものといえる。

(216) そして、「2-2-7 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が再発するおそれの結論」のとおり、中国の供給者は、余剰生産能力の吸収先を探さざるを得ない状況にある。

(217) 以上を踏まえると、中国の供給者は、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、輸出が容易になった本邦の市場に対し、稼働率を上げて、本邦産同種の貨物の価格を下回る価格で EMD を輸出する可能性が高い、換言すれば、現行の不当廉売関税の課税期間満了後、想定される当該輸入貨物の輸入価格は、本邦産同種の貨物の価格を下回るものである可能性が高いと認めるのが相当である。

3-5-2 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える影響

(218) 「2-2-7 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が再発するおそれの結論」のとおり、当該輸入貨物については、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、輸入が再発するおそれがあり、その際の輸入価格は、「3-5-1-3-4 想定される当該輸入貨物の輸入価格についての結論」のとおり、本邦産同種の貨物の価格を下回るものである可能性が高い。そこで、このような価格で当該輸入貨物が輸入された場合に、本邦の産業にどのような影響が生じる可能性があるかについて検討した。

3-5-2-1 競争可能性

(219) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性に関しては、「3-1-6 代替性」で分析したとおり、高い代替性を有しており、今後の代替可能性の変化の見込みについて確認したと

ころ、回答が得られた産業上の使用者 3 者²⁵⁶のうち【回答者数】者²⁵⁷が変化の見込みは「無」と回答していた²⁵⁸。また、「**3－1－1 物理的及び化学的特性**」で述べたとおり、本邦生産者は調査対象期間中、高性能アルカリ電池用途の製品を開発しているところ、当該輸入貨物は、本用途の製品に対しても代替可能性があることを確認した²⁵⁹。

(220) また、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する制限的な商慣行については、回答が得られた 6 者²⁶⁰中【回答者数】者²⁶¹が、制限的な商慣行は「有」と回答したが、内容としては、【具体的な内容】というものであり、公正かつ自由な商慣行の下において取引がなされたことを否定する回答ではなかった²⁶²。

(221) 産業上の使用者が重視する事項の調査対象期間中の変化の有無について、回答が得られた 6 者中、【回答者数】者²⁶³から、「無」との回答があり、前回延長調査と同様に、引き続き、価格が重視されていたことを確認した²⁶⁴。産業上の使用者が重視する事項が将来的に変化する見込みの有無については、【回答者数】者²⁶⁵から、「無」との回答があった²⁶⁶。他方、1 者²⁶⁷から「有」との回答があり、その内容として【変化の内容】を挙げる回答があったが、理由として【変化の理由】と回答するものであり²⁶⁸、単に将来の【重視する内容】を追加的に述べているにとどまるのみで、使用者が重視する事項として引き続き価格が重要であることを否定するものではないと考えられる。実際、本邦生産者の顧客面談記録から、安い中国品を引き合いとした価格交渉が行われていたことを確認した²⁶⁹。

(222) 以上によれば、当該輸入貨物が輸入された場合、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との間に競争が生じるものということができる。

3－5－2－2 将来における本邦の EMD の市場規模

(223) 将来における本邦の EMD の市場規模に関し、EMD に係る国内需要量については、産業

²⁵⁶ FDK、東洋紡、マクセル

²⁵⁷ 【産業上の使用者】

²⁵⁸ 産業上の使用者当初質問状回答書（【産業上の使用者】）（調査項目 D-1-4）

²⁵⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-1-3）

²⁶⁰ 東ソーグループ、蝶理、FDK、東洋紡、マクセル

²⁶¹ 【回答者】

²⁶² 【回答書】

²⁶³ 東ソーグループ、蝶理、【産業上の使用者】

²⁶⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-4-1、E-4-2）、輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 E-4-1、E-4-2、E-4-4）、産業上の使用者当初質問状回答書（【産業上の使用者】）（調査項目 D-4-1、D-4-2）、前回延長調査結果報告書 3－2－3

²⁶⁵ 東ソーグループ、【産業上の使用者】

²⁶⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-4-3、E-4-4）、産業上の使用者当初質問状回答書（【産業上の使用者】）（調査項目 D-4-3、D-4-4）

²⁶⁷ 蝶理

²⁶⁸ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 E-4-3、E-4-4）

²⁶⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（添付書類 C-3-5 第 2 部）、本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 G-6）

上の使用者 1 者²⁷⁰から「一次電池市場が拡大傾向にある」との回答があった²⁷¹。輸入者 1 者²⁷²からは、将来の供給動向に関する質問に対し、国内需要に関する回答も提出され、【供給動向の説明】との回答もあった²⁷³。そして、本邦生産者からは、以下の内容の回答があった²⁷⁴。

- ・マンガン一次電池正極材用途に関しては、国内需要は引き続き存在しないと考えられる。
- ・アルカリ一次電池正極材用途に関しては、アルカリ一次電池の日本国内生産本数が増加する可能性はあるが、アルカリ一次電池の高性能化に伴い小型化が進み、結果、電池一本当たりの EMD の使用量の減少は進むと考えられるから、全体の需要としては現状維持又は若干の減少傾向になると考えられる。
- ・リチウム一次電池用途に関しては、【リチウム一次電池の用途】等を中心に需要が拡大すると見込まれるが、増加分はアルカリ一次電池の使用量に比較すると非常に小さく、影響は大きなものではない。
- ・二次電池正極材原料用途のうち、電気自動車の車載電池用途に関しては、現在はほとんど使われていないと思われる。
- ・二次電池正極材原料用途のうち、無停電電源装置用途に関しては、一定の需要が存在しているが、大きな成長は期待しにくい。
- ・フェライト用途に関しては、既に需要が低水準となっており、今後もフェライトの生産のアジアへの移行が続くことが考えられることから、その需要が中長期的に増加するとは考えられない。
- ・触媒用途に関しても、本邦市場における EMD 需要が増加することは考えにくい。

(224) 以上のとおり、将来における本邦の EMD の市場規模について、需要の増加を示唆する回答と、需要の増加は見込まれない旨を示唆する回答がされている。上記(168)のとおり、本邦 EMD の需要は、調査対象期間を通じて 4 ポイント減少しているところ、今後の著しい需要の減少を裏付ける証拠は見当たらず、他方、今後の著しい需要の増加を裏付ける証拠も見当たらない。

(225) 以上のような利害関係者等の回答状況、調査対象期間中の需要の推移及び将来の需要に関する証拠の状況を踏まえると、本邦の EMD の市場規模は、将来、現状に比して著しく縮小するとも拡大するとも見込まれないと考えるのが妥当である。当該輸入貨物が輸入された場合には、本邦の産業は、この限られた市場の中で、当該輸入貨物と競争しなければならないといえる。

²⁷⁰ マクセル

²⁷¹ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（マクセル）（調査項目 A-4-3）

²⁷² 蝶理

²⁷³ 輸入者当初質問状回答書（蝶理）（調査項目 A-7-3）

²⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-3）、本邦生産者現地調査結果報告書 3.（1）（ウ）

3-5-2-3 第三国からの輸入量・輸入額

- (226) 上記「表 23 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」で分析したとおり、第三国産同種の貨物の輸入量は、市場占拠率で見ると、調査対象期間全体を通じて【数値】%から【数値】%の間で、【数値】%程度の減少であり、一定の水準を保っていた。また、「表 40 第三国産同種の貨物の価格と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し）の比較」のとおり、調査対象期間における第三国産同種の貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に上回っていることが認められた。そのため、当該輸入貨物が輸入された場合に、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との間に生じる競争において、第三国産同種の貨物は影響を与えるものではないと判断した。

表 40 第三国産同種の貨物の価格と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し）の比較

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	2022 年 1 月～ 2022 年 12 月
第三国産同種の貨物の価格 (円/kg)	260	268	256	243	262	301
本邦産同種の貨物の価格 (円/kg)	【100】	【102】	【101】	【96】	【98】	【106】
価格比 (%)	【101-130】	【101-130】	【101-130】	【101-130】	【101-130】	【101-130】

(出所) 本邦生産者当初質問状及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

(注 1) 第三国産同種の貨物の価格については、財務省貿易統計で算出した単価より調査対象貨物の価格を除いて算出。

(注 2) 価格比 (%) = 第三国産同種の貨物の価格 (円/kg) / 本邦産同種の貨物の価格 (円/kg) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の価格の【 】は、平成 29 年度を 100 とする指数である。価格比の【 】は、レンジ表記である。

3-5-2-4 当該輸入貨物との競争による本邦の産業への影響

- (227) 「3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」で述べたとおり、本邦の産業は輸入量が激減・停止する中において改善が見られたが、直近では、電力及び燃料費の価格の上昇による製造原価の上昇を一定程度しか国内販売価格に転嫁することができなかった。また、調査対象期間中、価格交渉において中国品を引き合いに出されたことがあった。

- (228) 以上を踏まえると、本邦産同種の貨物の価格を下回る価格で当該輸入貨物が輸入された

場合、本邦の産業は、本邦産同種の貨物の価格を当該輸入貨物と同等の価格まで引き下げられることを求められる可能性が高い。

- (229) 「表 39 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と製造コスト（製造費用）との比較」のとおり、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて、中国から第三国への輸出価格の平均は【数値】円で、同期間の本邦の産業の製造原価の平均（【数値】円）を下回る水準であった。また、中国の供給者は、令和 4 年においても、不当廉売差額率が 39.26%となる価格で EMD を中国から第三国へ輸出している。以上の事実を考慮すると、現状の不当廉売関税の課税期間が満了し、当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を下回る価格で輸入された場合、本邦の産業は、当該輸入貨物との競争により、製造原価に近い水準での価格競争を迫られるとともに、販売量の減少による利益の減少又は販売量を維持するために価格を下げたことによる利益の減少が生じるといえる。

3-5-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれについての結論

- (230) 上記のとおり、当該輸入貨物については、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が再発するおそれがあり、その際の輸入価格は、本邦産同種の貨物の価格を下回るものである可能性が高く、そのような当該輸入貨物が輸入されると、本邦の産業は当該輸入貨物との競争の中で利益が減少するといえ、本邦の産業の事業の継続が危うくなる可能性も否定できない。

- (231) よって、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認められる。

4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

4-1 調査の経緯に関する事項

- (232) 調査開始告示で告示した法第8条第27項の調査において、政令第15条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

4-1-1 重要事実の開示

- (233) 令和5年11月27日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知²⁷⁵するとともに、重要事実に係る政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を令和5年12月11日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、令和5年12月15日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を令和5年12月22日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。

この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項の規定に基づき提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

また、中国政府に対しても重要事実を書面で送付²⁷⁶するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付²⁷⁷した。

- (234) 上記(233)の重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由並びに採用した証拠並びに適用した手法を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

4-1-2 重要事実に係る利害関係者からの意見

- (235) 重要事実に係る反論について、その期限である令和5年12月11日までに、申請者である東ソーグループから以下の内容の重要事実に係る調査当局の判断を支持する旨の意見の表

²⁷⁵ 政令第15条

²⁷⁶ 協定 6.9

²⁷⁷ 協定 6.2

明²⁷⁸があったほかは、利害関係者からの反論の提出はなかった。

調査当局による適正な調査手続及び適切な調査結果を評価するとともに、重要事実の結論及び内容を支持する。

(236) 重要事実に係る再反論について、その期限である令和 5 年 12 月 22 日までに、利害関係者からの提出はなかった。

4－1－3 秘密の情報

(237) 上記(235)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

4－1－4 証拠等の閲覧

(238) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

4－2 重要事実に係る利害関係者からの意見に対する検討及び結論

(239) 上記(235)のとおり、東ソーグループからの意見の表明は重要事実の開示において示された調査当局の判断を支持するものであり、調査当局の判断の変更を求めるものではなく、当該意見の表明のほかには重要事実に係る利害関係者からの反論・再反論の提出はなかったことから、検討の結果、重要事実で示した調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 結論

(240) 以上のとおり、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認められた。

²⁷⁸ 重要事実反論書（東ソーグループ）